ほうきリサイクルセンターほか
包括運転・維持管理業務

業務概要説明書

平成２３年１２月

鳥取中部ふるさと広域連合

目　　次

第１編　業務概要

第２編　共通仕様書
　　第１章　　一般事項
　　第２章　　業務要領
　　第３章　　管理費用範囲
　　第４章　　設計図書・業務委託料
　　第５章　　開場日時等

第３編　特記仕様書
　　第１章　　ほうきリサイクルセンター
　　第２章　　クリーンランドほうき
　　第３章　　維持管理業務（ほうきリサイクルセンター・クリーンランドほうき）
　　第４章　　設備機器点検整備業務（ほうきリサイクルセンター・クリーンランドほうき）

別紙１　運転条件
別紙２　公害防止基準
別紙３　稼動実績
別紙４　運転・維持管理委託業務リスク分担表
別紙５　各種分析に関する特記仕様
別紙６　各種維持・保守管理業務に関する特記仕様
別紙７　薬品に関する特記仕様
別紙８　施設整備年次計画（案）

第１編　業務概要

１　業務の目的

現在、鳥取中部ふるさと広域連合（以下「広域連合」という。）は、平成８年の稼働開始から１５年を経過した一般廃棄物処理施設ほうきリサイクルセンター及び平成１５年の供用開始から８年を経過した一般廃棄物最終処分場クリーンランドほうきの施設運営について、運転・維持管理に関する委託業務と設備機器の点検整備に関する委託業務を実施し、施設の安定稼働に努めている。

当広域連合は、経年的な老朽化が進行しているほうきリサイクルセンターについて平成２４～２６年度に基幹的設備改良工事を計画し、延命化を図ることとしているが、基幹的設備改良工事施工中という特別な状況において、基幹的設備改良工事の施工業者との連携、運転管理・設備機器及び点検整備の確実性の確保、その他施設の安定稼働を妨げる要因（リスク）等に対応する必要があり、ほうきリサイクルセンター及び関連施設であるクリーンランドほうきの運転・維持管理に関する委託業務と設備機器の点検整備に関する委託業務を一括した包括運転・維持管理業務として実施することとした。

当該業務の実施を通じて、施設の安定稼働を図るとともに鳥取県中部圏域の住民が排出する廃棄物の処理等を円滑に行うことを目的とする。

２　業務の名称

ほうきリサイクルセンターほか包括運転・維持管理業務

３　業務の場所

（１）ほうきリサイクルセンター　　鳥取県倉吉市巌城１６３７番地９
（２）クリーンランドほうき　　鳥取県東伯郡北栄町国坂１６０７番地１０

４　業務の期間

平成２４年４月１日から平成２７年３月３１日まで

第２編　共通仕様書

第１章一般事項

（目　　的）

第１条　本共通仕様書は、鳥取中部ふるさと広域連合（以下「甲」という。）が設置するほうきリサイクルセンター及びクリーンランドほうき（以下「施設」という。）における包括運転・維持管理業務（以下「業務」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

（業務の範囲）

第２条　業務の範囲は、第３編特記仕様書に掲げる設備等の運転操作、監視、記録、日常的な保守点検、整備業務、修繕及びこれらに付随する一切の業務とする。

（業務の履行）

第３条　受注者（以下「乙」という。）は、業務の公共的使命及び社会的重要性を十分に認識して、施設の運転管理を円滑に行うとともに、施設の機能を十分発揮できるよう、契約書、仕様書、特記仕様書及びその他関係書類に基づき、効率的かつ経済的に業務を履行すること。

（運転管理）

第４条　施設の運転は、甲の一般廃棄物処理計画及び運転計画等に基づき、施設の性能を十分に発揮させるよう効率的かつ経済的に行うこと。

２　施設の運転管理に当たっては、公害防止関係法令及び特記仕様書に定める公害防止基準を遵守すること。

（監督員）

第５条　甲は、業務に関して監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を乙に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

２　監督員は次に掲げる権限を有する。

（１）業務の履行についての乙又は乙の業務責任者に対する承諾又は協議

（２）乙が作成した書類の検査及び承諾

（３）設計図書に基づく作業の管理、立会、業務の状況の検査又は物品の承諾及び検査

３　前項に基づく監督員の承諾は、原則として書面をもってこれを行う。

（業務責任者等の選任）

第６条　乙は、業務を適正に履行するために必要な業務従事者を配置し、業務従事者の中から業務責任者、副責任者及び運転・保全の班長等（以下「責任者等」という。）を選任すること。

２　前項により選任された責任者等が病気その他の事由により長期にわたり職務の遂行が困難な場合は、新たに責任者等を選任すること。

（責任者等の職務及び資格）

第７条　責任者等の職務及び必要な知識経験等は、次のとおりとする。

（１）業務責任者は、施設に常駐し、契約書、仕様書及び甲乙協議事項に基づき、現場総括者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理する。

（２）業務責任者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令等を遵守するとともに、現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災、盗難等の防止に努めなければならない。

（３）業務責任者は、施設の異常又は故障を発見した場合は、速やかに甲に報告し、適切な処置を行うこと。

（４）業務責任者は、甲の施設と同等以上の廃棄物処理施設の運転実務経験又は定期点検業務実績を有し、かつ、管理監督者としての経験を有する者又はそれと同等以上の知識及び経験を有する者であること。
（５）副責任者は、業務責任者と同等程度の知識経験を有する者とし、業務責任者を補佐し、業務責任者が事故又は不在の時にはその職務を代理する。
（６）各班長は、甲の施設と同規模程度の廃棄物処理施設の運転操作又は整備等の実務経験を有する者であること。

（労務管理）
第８条　乙は、業務を実施するに当たり次に掲げる事項を遵守すること。
（１）労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）、健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１０５号）及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）等の労働関連法規を遵守すること。
（２）労働関連法規等に基づく作業主任者及び取扱責任者等を適正に配置し、作業の安全を最優先として作業効率、作業能率の向上に努めること。
（３）乙は、業務従事者の労務管理、労働災害及び人事管理上の一切の責任を負うこと。
２　業務従事者が負傷その他の理由により業務実施に支障があると認めた場合は、速やかに交代要員を確保し、業務に従事させること。

（教育・訓練等）
第９条　乙は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため，業務従事者に必要な指導、教育及び訓練等を行うこと。
２　乙は、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、業務従事者に適正な指導・教育を行うこと。

（委託業務の引き継ぎ）
第 10 条　乙は、委託契約締結後、前受注者から技術指導を受け、業務の実施に支障をきたすことのないようにすること。
２　乙は、履行期間満了内に、次期受注者に対して甲が必要と認める期間の技術指導を行うこと。
３　前各項の業務に要する費用は、技術指導を受ける者の負担とする。

（再委託）
第 11 条　乙は、業務のうち専門性を必要とする部分の業務について、甲の承認を得た上で専門業者等に再委託することができる。
２　乙は、業務を再委託する場合、当該業務の履行能力を有する者に委託すること。
３　乙は、業務を実施するために締結した再委託契約の総額が３，０００万円以上になる場合、履行体制台帳を作成し現場に備えるとともに、所定の様式により甲に提出なければならない。
４　乙は、再委託を表示した業務体系図を作成し、現場の見やすい場所に掲げなければならない。また、乙は、業務体系図を甲に提出すること。

（協力義務）
第 12 条　乙は、甲が計画する業務履行期間中のほうきリサイクルセンターにおける基幹的設備改良工事の施工業者と相互に協力し、工程等の調整を図りながら業務を履行すること。
２　乙は、隣接業務、専門性を必要とする部分の業務及び関連業務を再委託した業者と相互に協力し、業務を履行すること。

（調査に対する協力）
第13条　乙は、甲やその他の行政機関又は甲が指定する第三者が行う各種調査に対し協力すること。

（提出書類）
第14条　乙は、契約締結後速やかに次の書類を甲に提出すること。
（１）業務着手届
（２）業務責任者等選任届
（３）業務従事者名簿
（４）資格取得者名簿
（５）資格責任者配置届出
（６）非常招集体制表
（７）安全衛生管理組織図
（８）前各号の他、甲が必要とする書類
２　前項に掲げた提出書類の記載事項を変更しようとする場合、変更届出書を提出すること。

（緊急事態の措置）
第 15 条　乙は、地震、台風及び火災等による緊急事態に備えるため、あらかじめ緊急事態対応マニュアルを作成するとともに、直ちに対応できる体制を確保すること。
２　乙は、各設備において前項の緊急事態が発生したときには、直ちに適正な措置を講ずるとともに、所定の緊急連絡網に従って甲及び関係機関に通報すること。また、被害等の状況・経過・処置状況について速やかに甲に報告書を提出するとともに、その後の経過についても随時報告すること。

（秘密の保持）
第 16 条　乙は、業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、履行期間満了後も同様とする。

（法令等の遵守）
第 17 条　乙は、第４条第２項及び第８条第１項に定める関係法令及びその他業務に関係する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図らなければならない。また、諸法令の適用運用は乙の責任において行うとともに、諸法令に違反した場合には責任をもって対処すること。

（検査の実施）
第 18 条　乙は、当月分の業務完了届を翌月の指定された期日までに仕様書に記載された各種報告書等と併せて提出すること。
２　甲は、乙の業務の履行を確認するため、報告書等に基づき毎月検査を実施する。

（その他）
第 19 条　乙は、本仕様書に明記されない事項であっても業務を実施する上で、当然必要な事項は、良識ある判断に基づきこれを行うこと。

第２章　　業務要領

（人員の確保）
第 20 条　乙は、本仕様書に基づく業務の遂行に必要な人員を確保すること。また、施設利用者に対して、監視及びサービスが行き届くような人員の配置を計画すること。

（運転計画書等）
第 21 条　乙は、運転計画等を作成し、監督員の承諾を受けること。特に設備機器点検整備業務についてはあらかじめ作業計画を立案し、工程及び内容等について監督員と協議すること。

（報告書等）
第 22 条　乙は、仕様書等に基づき、日誌、日報、月報、各種報告書等を作成し、指定された期日までに監督員に提出すること。

（運転操作）
第 23 条　施設の運転は、運転計画書及び甲が貸与する電気保安規程、運転マニュアル、機器取扱説明書及び操作説明書に基づいて適正にその業務を履行すること。
２　乙は、基幹的設備改良工事等により運転計画及び運転方法の変更等が必要と判断した場合には、監督員と協議して変更すること。

（保守点検）
第 24 条　乙は、常に施設の保守管理に注意を払い、特記仕様書等に基づいて保守点検作業を実施すること。
２　予備の機材、部品等の整理・整頓に心掛けるとともに適正に保管・管理を行うこと。なお、甲が貸与する用具類、工具類、機器等を紛失した場合は、乙が責任をもって補充すること。

（監視、記録）
第 25 条　乙は、施設を正常な状態で維持し事故等の発生を防止するため、十分な監視を行うとともに、その結果を記録すること。

（修繕）
第 26 条　乙は、施設・設備・機器類の作動不良、故障及び損傷等（以下「故障等」という。）を発見した際には、速やかに適切な措置を講じるとともに直ちに監督員に報告し、監督員の承諾を得た上で修繕を行うこと。作業終了後は写真等を添付した修繕報告書を作成し、監督員に報告すること。
２　前項の故障等のうち、施設・設備・機器類の性能や機能を確保する上で重要な修繕については、監督員の承諾を得て専門技術者による修繕を行うこと。
３　前２項の修繕について、乙が契約金額の範囲において費用負担することが適当ではないと認められる場合には、甲乙協議により設計図書の変更により対応することができるものとする。
４　前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、業務委託料の変更が必要と認められる場合には、第３５条後段の規定を準用する。
５　通常予見可能な範囲を超える事態（天災・戦争・ごみピット火災・破砕機爆発事故等）により発生した故障等については、第３項によらず甲の費用負担により修繕を行う。
６　乙の故意又は過失に起因した故障等については、全て乙の費用負担において修繕を行うこと。

（施設の警備）
第 27 条　施設敷地内の建物及びこれに付帯する物件について、火災、盗難及び不良行為等を防止し、かつ安全を確保するため警備を行うこと。

（臨機の措置）
第28条　乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において必要があると認めるときには、乙は、緊急やむを得ない事情があるときを除き、あらかじめ監督員の意見を聞かなければならない。
２　前項の場合において、乙は、その措置の内容を監督員に直ちに報告すること。

３　監督員は、特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

（防火管理者の選任等）

第29条　乙は、消防法（昭和２３年法律第１８６号）に基づく有資格者を防火管理者として配置し、業務従事者等に防火教育を実施するとともに、火気の使用や取扱いの指導を行うこと。

（エネルギー使用の合理化）

第30条　乙は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和５４年法律第４９号）に基づき、施設で使用する燃料及び電気等のエネルギー使用について機器等の使用に関し管理標準を定め、合理化に努めること。

第３章　管理費用範囲

（支給・貸与物件等）

第31条　乙が業務履行のため必要とする物件等で、甲が支給及び貸与する物件等は、次のとおりとする。

（１）支給物件

一　電気、水道

二　重油（助燃バーナー、非常用発電機、給湯ボイラーに用いるものに限る。）

（２）貸与物件

一　業務に必要な事務机、椅子、テーブル等

二　構内電話設備、拡声設備

三　保守点検用具、備付工具、作業用機器

四　関係図書（運転マニュアル、機器取扱説明書及び操作説明書、機器図面・配置図・系統図等竣工図書類）

五　電気保安規程

六　その他甲が必要と認めたもの

（３）施設等の使用

一　運転管理に必要な施設、事務室、更衣室等

２　乙は、貸与物件等のリストを作成し、業務実施までに、甲に提出すること。

３　甲は、支給物件の使用状況について，必要に応じて乙に報告を求めることができる。

４　乙は、これらの物件等を善良なる管理者の注意をもって適正に管理するとともに、効率的、かつ経済的に使用すること。また、物件等の紛失、損傷等又は物件の不適正な使用があった場合には、乙の責任において補充又は原状復旧すること。

（乙の負担費用）

第32条　次の費用、物件等は、乙が負担する。

（１）業務従事者の給料、手当、福利厚生費、各種保険等の費用

（２）業務従事者に支給する作業服、作業靴、ヘルメット、防じんマスク、各種安全用具、生活用具等の費用

（３）業務に必要な外線電話・インターネット・電子メールの設備、維持費、通信料等

（４）業務に必要な事務用消耗品、事務用備品、計器、部品、消耗品等

（５）業務に必要な重機・車両・機器（タイヤショベル・フォークリフト・軽トラック等）及びその維持費（特定自主検査・車検・修繕・各種保険等）並びに燃料費等（軽油・ガソリン・混合油・灯油）

（６）施設の修繕費用のうち乙が負担する費用
（７）設備機器点検整備業務費及びその部品代
（８）甲が支給又は貸与する物件以外の業務に必要な費用

第４章　設計図書・業務委託料

（業務内容が設計図書等に適合しない場合の修補義務）

第 33 条　乙は、業務の内容が設計図書又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の責に帰すべき事由によるときは、第３５条後段の規定を準用する。

（条件変更等）

第 34 条　乙は、業務を行うに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求すること。

（１）薬剤使用量の実績が設計図書に明示する使用予定数量に対し１０％以上変動する見込みとなった場合

（２）賃金又は物価の著しい変動により、業務期間内に賃金又は主要な消耗品等の価格に著しい変動を生じ、業務委託料が不適当と認められる場合

２　甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに必要な調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

３　甲は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後１４日以内に、乙に通知すること。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴した上、当該期間を延長することができる。

４　第２項の調査の結果により、第１項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、設計図書の変更を行わなければならない。

５　前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、業務委託料の変更が必要なときは、第３５条後段の規定を準用する。

（設計図書の変更）

第 35 条　甲は、設計図書の変更の必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、設計図書を変更することができる。この場合において、業務委託料の変更が生じたとき又は乙に損害を及ぼしたときは、甲乙協議して必要な費用を負担すること。

（業務委託料の変更通知）

第 36 条　甲又は乙は、第３３条、第３４条第５項及び第３５条の業務委託料の変更について、書面をもって当該変更事由が生じた日から１４日以内に協議を開始することとする。

２　前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴して定め、乙に通知する。ただし、甲が業務委託料の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（業務委託料の支払い）

第 37 条　乙は、第１８条の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

２　甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に業務委託料を支

払う。

第５章　開場日時等

（施設の開場日時等）

第38条　ほうきリサイクルセンターの開場日時は、次のとおりとする。

（１）開場日は、日曜日、国民の祝日、１月２日、１月３日及び第４号の特別搬入日を除く日

（２）平日（月曜日から金曜日まで）の開場は、午前４時３０分から午後５時３０分までの間

（３）土曜日の開場は、午前４時３０分から正午までの間

（４）特別搬入日の開場は次のとおりとする。

一　１２月２９日、１２月３０日の午前４時３０分から午後５時３０分までの間

二　１２月３１日の午前４時３０分から正午までの間

三　上記の特別搬入日が日曜日に当たる場合は閉場、土曜日に当たる場合は土曜日の開場の扱いとする。

四　毎年度末（主に３月下旬の土曜日及び日曜日）及び年度初め（主に４月上旬の土曜日及び日曜日）の甲が指定する日とし、開場時間は（２）と同様とする。

五　その他、甲が特に必要と認める搬入日（年１０日程度とし、開場時間は別に定める。）

２　ほうきリサイクルセンターの受付時間は、次のとおりとする。

（１）平日（月曜日から金曜日まで）の受付は、午前５時００分から午後４時３０分までの間

（２）土曜日の受付は、午前５時００分から午後１１時３０分までの間

（３）特別搬入日の受付時間は、次のとおりとする。

一　１２月２９日及び１２月３０日の午前５時００分から午後４時３０分までの間

二　１２月３１日の午前５時００分から午後１１時３０分までの間

三　原則、上記の特別搬入日が閉場日に当たる場合は受付しないが、特別搬入日及び甲が指示した日が閉場日に当たる場合でも開場すること。

四　その他、甲が特別に必要と認める搬入日の受付時間は別に定める。

３　クリーンランドほうきの開場日時は次のとおりとする。

（１）開場日は、土曜日、日曜日、国民の祝日、１月２日及び１月３日を除く日

（２）平日（月曜日から金曜日まで）の開場は午前８時３０分から午後５時３０分までの間

第３編　特記仕様書

第１章　ほうきリサイクルセンター

第１節　業務概要

（施設概要）

第１条　施設概要は、次のとおり

（１）ほうきリサイクルセンター

・全連続燃焼式焼却処理施設（１００ｔ／２４ｈ×２基）

・粗大ごみ処理施設　┐
・不燃物処理施設　　┘（４５ｔ／５ｈ）

・その他付帯設備

（２）運転条件

別紙１のとおり

（３）公害防止基準

別紙２のとおり

（４）稼動実績（平成２０年度から平成２２年度）

別紙３のとおり

（業務の範囲）

第２条　業務の範囲は、次に定めるほか、別紙４ 運転･維持管理業務リスク分担表のとおりとする。

（１）運転計画書の作成

施設の運転計画書は、市町のごみ収集日程表等に基づき作成すること。

（２）次に掲げる設備の運転操作、保守、点検（日常、月例等）、整備、調整、定期的点検整備、修繕、測定記録等を行うこと。

一　受入供給設備
二　燃焼設備
三　燃焼ガス冷却設備
四　排ガス処理設備
五　給排水設備（場外給水ポンプ場及び地下水ポンプ場等を含む。）
六　排水処理設備
七　余熱利用設備
八　通風設備
九　灰出設備
十　電気設備
十一　計装設備
十二　破砕圧縮設備
十三　排出設備
十四　選別設備
十五　集じん設備
十六　搬出設備
十七　遠隔監視設備（クリーンランドほうき遠隔監視装置を含む。）
十八　建築設備

十九　雑設備及び付帯設備（搬入道路及び調整池等を含む。）
二十　その他の業務関連設備

第２節　運転管理業務

（業務内容等）
第３条　業務の内容は、次のとおりとする。
（１）焼却設備の運転管理
（２）可燃粗大設備の運転管理
（３）不燃粗大設備の運転管理
（４）手選別設備の運転管理
２　各設備の運転時間は、次のとおりとする。
（１）焼却設備は、２４時間連続運転（ただし、全休炉期間中は、施設の警備、点検整備及び保全作業を行うこと。）
（２）可燃粗大設備・不燃粗大設備・手選別設備は、平日の午前８時３０分から午後４時４５分までの間
３　業務に関する機器及び装置に共通する作業内容は次のとおりとする。
（１）機器、装置、操作盤、装置廻り床、各水槽及び排水溝等の清掃
（２）施設の巡回点検及び記録
（３）プラント設備全体の整理・整頓・清掃作業
（４）日常点検内容
　一　所定の機器取扱説明書等に基づく日常巡視点検記録
　二　日報その他による点検
（５）整備内容
　一　所定の機器取扱説明書等に基づく点検整備
　二　薬剤及びその他消耗品類の補充
　三　消耗部品・油脂類の交換
（６）施設の設備・機器等の修繕
（７）電気保安内容
　一　電気保安規程に基づく電気設備の点検
　二　停電及び電気事故に対する訓練
（８）乙は、電気事故又はその他災害が発生したときの措置について、計画を定めて随時実地指導訓練を行うこと。
（９）各機器の運転周期に伴う切替運転及び試運転
(10) クレーン、圧力容器、地下タンク及び消防設備等の日常・月例・年次点検
(11) 定期点検時及び停止時（故障時を含む。）における負荷の切替え作業
(12) 機器停止期間中の点検整備、清掃及び各種保安装置等の確認試験を行い、常に運転可能な状態に保持すること。
(13) 薬剤及び油脂類等の在庫を確認し、関係業務に支障がないように受入れすること。
(14) 乙が行う定期的な点検整備時等には、運転計画書に基づいて点検、整備及び清掃を行うこと。
(15) 異常時においては、適正な処置を講ずるとともに、監督員と密接に連絡をとること。
(16) 修繕台帳の記入、処理及び整理
(17) その他、甲乙協議により決定した事項
４　保全の作業内容
（１）年間整備計画に含まれない機器整備について、突発的な状況変化を見極め、整備の必要性の判断を行うこと。
（２）整備計画の実施に関する記録及び整理

（３）法定点検記録等、施設運営に必要不可欠な事項の記録及び整理
（４）突発的に発生した故障等について、速やかに部品交換及び軽易な修繕を実施すること。
（５）休炉期間における炉及び関連機器の保管は、休炉作業計画書を作成し、監督員の承諾を受けて実施すること。

５　その他の作業内容
（１）灰クレーンによるトラックへの焼却灰等の積み込み（※灰運搬・処分場整地作業は除く。）
（２）クリーンランドほうき閉庁時の遠隔監視及び遠隔監視装置の保守
（３）炉内、煙道、空気予熱器及び灰押出し機等の点検、クリンカはつり及び内部清掃等
（４）フロン回収機の運転及び点検整備
（５）融雪装置の運転及び点検整備
（６）その他、甲乙協議により決定した事項

（有資格者の配置）
第４条　乙は、業務を実施するために技術上の知識及び技能に精通した次の有資格者等を配置し、必要な作業主任者又は取扱責任者を選任すること。
（１）ごみ処理施設技術管理者に相当する技能を有する者　（１人以上）
（２）電気主任技術者（第３種以上）　（業務実施可能な人員）
（３）廃棄物施設におけるダイオキシン類対策
　　作業指揮者等養成研修会修了者　（業務実施可能な人員）
（４）ダイオキシン類関係業務従事者特別教育修了者　（業務実施可能な人員）
（５）クレーン特別教育修了者（５ｔ未満）　（業務実施可能な人員）
（６）第二種酸素欠乏危険作業主任者　（業務実施可能な人員）
（７）危険物取扱者（乙種四類以上）　（業務実施可能な人員）
（８）特定化学物質等作業主任者　（業務実施可能な人員）
（９）アーク溶接特別教育修了者　（業務実施可能な人員）
（10）ガス溶接技能講習修了者　（業務実施可能な人員）
（11）電気工事士（第２種以上）　（業務実施可能な人員）
（12）フォークリフト運転技能講習修了者　（業務実施可能な人員）
（13）玉掛技能講習修了者　（業務実施可能な人員）
（14）足場の組立等作業主任者　（業務実施可能な人員）
（15）普通自動車運転免許　（業務実施可能な人員）
（16）その他必要な資格　（業務実施可能な人員）

２　前項各号に掲げる資格については複合資格者を認める。

（提出書類）
第５条　乙は、次の書類を作成し、監督員に提出すること。
（１）運転日報
（２）安全作業日誌
（３）機器故障報告書（その都度）
（４）翌月の業務計画書（勤務予定表、設備運転・保守点検等の計画書等）
（５）保守点検整備実施報告書　（１カ月・１年）
（６）在庫物品受払報告書（必要のある毎）
（７）その他、甲乙協議により決定した書類

第３節　プラットホーム受付業務

（業務内容）

第６条　乙の業務の範囲は、次に定めるほか、別紙４運転・維持管理業務リスク分担表のとおりとする。

（１）プラットホーム内での受付監視指導等

一　可燃ごみ、可燃性粗大ごみの受付及び監視

二　びん・缶、不燃ごみ、不燃性粗大ごみの受付及び監視

三　搬入者の誘導、搬入者への分別指導

四　処理不適物等の除去

五　投入扉・ダンピングボックスの操作及び点検整備

六　プラットホーム内及び周辺の清掃・管理

七　消臭剤の補給

（２）タイヤショベル運転操作等

一　缶、不燃ごみ及び不燃性粗大ごみのホッパー投入

二　ガラスカレット・粗大鉄塊類・紙類等の積込

三　タイヤショベルの点検・整備（グリスアップ及びバケットエッジの交換等）

四　敷地内及び搬入道路等の除雪

（３）早朝搬入受付監視

一　可燃ごみの受付及び監視

二　プラットホーム内及び周辺の清掃・管理

三　消臭剤の補給

（４）その他作業

一　手洗洗車場の清掃・管理

二　その他、甲乙協議により決定した事項

（有資格者の配置）

第７条　乙は、業務を実施するために次の有資格者を配置し、必要な作業主任者又は取扱責任者を選任すること。

（１）車両系建設機械運転（整地･運搬･積込み用及び掘削用）技能講習修了者　　（１人以上）

第４節　計量窓口業務

（業務内容）

第８条　乙の業務の範囲は、次に定めるほか、別紙４運転・維持管理業務リスク分担表のとおりとする。

（１）窓口受付等

一　ごみ搬入者等の受付

二　計量及び伝票発行

三　ごみ処理手数料の収納及び保管

四　事業所用ごみ袋等の管理、販売及び代金の収納及び保管

五　手洗洗車機使用料の収納及び保管

六　計量伝票の管理及び整理

七　計量記録の集計及び管理

八　計量カードの発行

九　外線電話の応対

（２）装置の保守等

一　ごみ計量機制御装置（集計用コンピュータ及びＬＰ－７００及び周辺機器）の保守

二　ごみ計量集計用コンピュータのデータ管理

三　パンチカード及びパウチカードの作製

四　空車重量の登録
（※ただし、委託・許可業者名の登録・抹消は、甲が行う。）
（３）早朝搬入受付
一　可燃ごみの受付及び監視
二　事務所内及び周辺の清掃・管理
三　外線電話の応対
（４）その他甲乙協議により決定した事項

（提出書類）
第９条　乙は、計量受付に関する記録及びその他関係書類（電子データを含む。）を作成し、監督員に提出すること。
（１）計量記録（毎日）
（２）ごみ搬入記録集計（毎日・毎月・１年）
（３）ごみ処理手数料集計（毎日）
（４）事業所用ごみ袋等の販売記録（毎日）
（５）計量記録のバックアップ用データ（毎月）
（６）その他、甲乙協議により決定した事項

第５節　分別指導業務

（業務内容）
第 10 条　乙の業務の範囲は、次に定めるほか、別紙４運転・維持管理業務リスク分担表のとおりとする。
（１）分別指導等
一　搬入車両の受付及び誘導
二　搬入ごみの監視及び分別指導
（２）装置の保守等
一　屋外操作ポストの保守
二　トラックスケール周辺及び載台の清掃
三　控え室の管理
（３）その他甲乙協議により決定した事項

第６節　施設見学案内対応業務

（業務範囲）
第 11 条　乙の業務の範囲は、行政視察を除く施設見学希望者及び団体とし、見学希望者の求めにより資料を作成し、説明するとともに、施設概要ビデオ等の紹介、展示パネル・展示物等の説明及び施設の案内を行うこと。また、施設の見学場所は、安全で職員の目が届く範囲とし、見学者に怪我等がないよう十分な安全指導を行うこと。

（見学受付）
第 12 条　施設見学は、甲が定める施設見学依頼書により乙が受け付け、公の施設であることを念頭におき、公平に受け付けること。また、見学日時の調整は、乙が行うこと。
２　見学時間は、平日の午前９時から午後４時までの間とし、土曜日、日曜日及び国民の祝日については可能な範囲で対応すること。

第２章　クリーンランドほうき

第１節　業務概要

（施設概要）

第13条　施設概要は、次のとおり

（１）　クリーンランドほうき

・埋立処分場
・準好気性埋立構造　セル方式
・埋立面積１７，９００㎡
・埋立容積５６，０００㎥
・浸出水処理施設
・接触ばっ気方式＋高度処理方式
・処理能力４０㎥/日
・その他付帯設備

（２）　運転条件

別紙１のとおり

（３）　公害防止基準

別紙２のとおり

（４）　稼動実績（平成２０年度～平成２２年度）

別紙３のとおり

（業務の範囲）

第 14 条　乙の業務の範囲は、次に定めるほか、別紙４運転・維持管理業務リスク分担表のとおりとする。

（１）運転計画書の作成

施設の運転計画書は、ほうきリサイクルセンターの運転計画書に基づき作成すること。

（２）次に掲げる設備の運転操作、保守、点検（日常、月例等）、整備、調整、定期的点検整備、修繕及び測定記録等を行うこと

一　流入調整設備
二　カルシウム対策設備
三　生物処理設備
四　凝集沈殿処理設備
五　高度処理設備
六　ダイオキシン類対策設備
七　活性炭吸着処理設備
八　消毒槽放流設備
九　汚泥処理設備
十　地下水観測井設備
十一　電気設備
十二　計装設備
十三　建築設備
十四　雑設備及び付帯設備（地下浸透槽、多目的施設、ストックヤード等を含む。）
十五　その他の業務関連設備

第２節　運転管理業務

（業務内容等）
第15条　業務の内容は、次のとおりとする。
（1）浸出水処理設備の運転管理
2　業務に関する機器及び装置に共通する作業内容は、次のとおりとする。
（1）機器、装置、操作盤、装置廻り床、各水槽、排水溝等の清掃
（2）施設の巡回点検及び記録
（3）施設全体の整理・整頓・清掃作業
（4）日常点検内容
　一　所定の機器取扱説明書等に基づく日常巡視点検記録
　二　日報その他による点検
（5）整備内容
　一　所定の機器取扱説明書等に基づく点検整備
　二　薬剤及びその他消耗品類補充
　三　消耗部品・油脂類の交換
（6）施設の設備・機器等の修繕
（7）電気保安内容
　一　電気保安規程に基づく電気設備の点検
　二　停電及び電気事故に対する訓練
（8）乙は、電気事故又はその他災害が発生したときの措置について、計画を定めて随時実地指導訓練を行うこと。
（9）各機器の運転周期に伴う切替運転及び試運転
(10) 圧力容器等の月例点検
(11) 定期点検時及び停止時（故障時を含む。）における負荷の切替え作業
(12) 機器停止期間中の点検整備、清掃及び各種保安装置等の確認試験を行い、常に運転可能な状態に保持すること。
(13) 薬剤及び油脂類等の在庫を確認し、業務に支障がないように補充すること。
(14) 乙が行う定期的な点検整備時等には、運転計画書に基づいて点検、整備及び清掃を行うこと。
(15) 異常時においては適正な処置を講ずるとともに、監督員と密接に連絡をとること。
(16) 修繕台帳の記入、処理及び整理
(17) その他、甲乙協議により決定した事項
2　保全の作業内容
（1）年間整備計画に含まれない機器整備については、突発的な状況変化を見極め、整備の必要性の判断を行うこと。
（2）整備計画の実施に関する記録及び整理
（3）法定点検記録等、施設運営に必要不可欠な事項の記録及び整理
（4）突発的に発生した故障等については、速やかに部品交換及び軽易な修繕を実施すること。
3　夜間休日等の施設の管理
（1）ほうきリサイクルセンターから遠隔監視する体制を整えること。
（2）夜間及び休日の故障等に迅速に対応できる体制を整えること。
4　その他の作業内容
（1）埋立処分場（法面含む。）の管理
（2）処理水地下浸透槽及び雨水地下浸透槽の管理
（3）第二期工事予定地の管理
（4）雨水対策
（5）芝刈機等の維持管理（点検整備を含む。）
（6）監視用水槽等及び魚類等の管理
（7）場内の除雪作業

（８）その他、甲乙協議により決定した事項

（有資格者の配置）

第 16 条　乙は、業務を実施するために技術上の知識及び技能に精通した次の有資格者等を配置し、必要な作業主任者又は取扱責任者を選任すること。

（１）最終処分場技術管理者に相当する技能を有する者　（１人以上）
（２）車両系建設機械運転（整地･運搬･積込み用及び掘削用）技能講習修了者　（１人以上）
（３）普通自動車運転免許　（業務実施可能な人員）
（４）その他必要な資格　（業務実施可能な人員）

（提出書類）

第 17 条　乙は、次の書類を作成し、監督員に提出すること。

（１）運転日報
（２）安全作業日誌
（３）機器故障報告書（その都度）
（４）翌月の業務計画書（勤務予定表、設備運転・保守点検等の計画書等）
（５）保守点検整備実施報告書　（１カ月・１年）
（６）在庫物品受払報告書（必要のある毎）
（７）その他、甲乙協議により決定した書類

第３節　施設見学案内対応業務

（業務範囲）

第 18 条　乙の業務の範囲は、行政視察を除く施設見学希望者及び団体とし、見学希望者の求めにより資料を作成し、説明するとともに、施設概要ビデオ等の紹介、展示パネル・展示物等の説明及び施設の案内を行うこと。また、施設の見学場所は、安全で職員の目が届く範囲とし、見学者に怪我等がないよう十分な安全指導を行うこと。

（見学受付）

第 19 条　施設見学は、甲が定める施設見学依頼書により乙が受け付け、公の施設であることを念頭におき、公平に受け付けること。また、見学日時の調整は、乙が行うこと。

２　見学時間は、平日の午前９時から午後４時までの間とし、土曜日、日曜日及び国民の祝日については可能な範囲で対応すること。

第３章　維持管理業務

（総則）

第 20 条　乙は、甲の施設の維持管理を適切に実施すること。

（業務の範囲）

第 21 条　業務の範囲は、次に定めるほか、別紙４運転･維持管理業務リスク分担表のとおりとする。

（１）乙の労務管理事務
（２）乙の業務実施に係る経費（通信運搬費・リース物件費等）の管理事務
（３）貸与品・予備品・消耗品等の管理事務
（４）各種分析
　一　焼却灰熱灼減量検査

二　焼却灰・固形化灰成分検査
三　ごみ質分析検査
四　作業環境中石綿測定
五　その他必要な検査・分析

（５）各種法定検査
一　浄化槽法定検査（年１回）
二　簡易水道定期検査（年１回）
三　地下タンク（重油タンク）漏洩検査（平成２４年度のみ実施）
四　その他必要な法定検査（必要の都度）

（６）各種維持・保守管理
一　浄化槽維持管理
二　浄化槽定期清掃（汲取清掃を含む。）
三　簡易水道設備定期清掃・維持管理（加圧送水装置の点検を含む。）
四　消防設備点検保守
五　エレベーター点検保守（昇降機法定検査を含む。）
六　いす式昇降機法定検査
七　中央制御装置（ＤＣＳ）保守
八　手洗洗車場油水分離槽汲取清掃（汲取清掃（年４回程度）・ 配管清掃（必要の都度））
九　特殊建築物等定期点検業務
十　クレーン定期自主検査
十一　自家用電気工作物保安管理
十二　その他施設の維持管理に必要な自主検査及び業務

（７）敷地・施設内の衛生管理
一　管理棟・工場等の床・窓ガラスの定期清掃
二　事務所・玄関・トイレ等の日常清掃
三　搬入道路等の落下物等の除去（随時）
四　その他敷地・施設内の衛生管理に必要な作業

（８）景観形成に関する作業
一　敷地内の草刈・樹木の剪定・植込の除草等（調整池を含む。）
二　手洗洗車場及び周辺の清掃
三　その他施設内の景観形成に必要な作業

（９）運転管理・維持管理・通常整備に必要な消耗品・薬剤・燃料等の購入等の事務
一　設備機器交換部品類（機械部品・電気計装部品・修繕に用いる部品等）
二　整備材料（鋼材・塗料・溶接棒・切断機替刃等）
三　中央制御装置・各分析計等の消耗品（記録用紙・インク・試薬・標準ガス等）
四　油脂類（設備機器用・作業車両用）
（※ただし、クリーンランドほうきの重機・ダンプトラック用は除く。）
五　活性炭入り高比表面積消石灰（排ガス処理用）
六　セメント（飛灰固化用）
七　重金属固定剤（重金属類対策用）
八　水処理薬品類（苛性ソーダ・塩化第二鉄・炭酸ソーダ等）
九　消臭剤（プラットホーム用）
十　軽油（タイヤショベル・フォークリフト用）
（※ただし、クリーンランドほうきの重機・ダンプトラック用は除く。）
十一　ガソリン（芝刈機用）
十二　混合油（草刈機用）
十三　計量伝票（計量器・屋外ポスト用）

十四　その他運転管理・維持管理・通常整備に必要な消耗品・薬剤・燃料等
(10) 再使用品の展示・抽選・引き取り連絡等の事務は次のとおりとする。
一　再使用品の受付
二　再使用品の展示
三　再使用品申込票の受付
四　再使用品の抽選
五　当選者への連絡
(11) 搬入道路、駐車場及び雨水側溝等の修繕（必要の都度）
(12) 搬入道路及び駐車場の除雪
(13) その他維持管理に必要な諸事務並びに甲乙協議により決定した事項

（有資格者の配置）
第 22 条　乙は、業務を実施するために必要な有資格者を配置し、作業主任者又は取扱責任者を選任すること。ただし、業務の一部を下請負に付する場合はこの限りではない。

（提出書類）
第 23 条　乙は、各種報告書等及びその他関係書類を作成し、甲に提出すること。
（１）維持管理業務計画書（１か月・１年）
（２）維持管理業務報告書（１か月・１年）
（３）貸与品・支給品・予備品・消耗品等の在庫管理報告書（１年）
（４）各種分析結果（その都度）
（５）各種法定検査結果（その都度）
（６）各種維持・保守管理業務記録（その都度）
（７）その他、甲乙協議により決定した書類

（各種分析）
第 24 条　第三者機関（乙と資本的関係のない機関）による検査を実施し、関係法令又は施設管理基準に定める基準値等を上回る値があった場合は、原因調査並びに再検査を実施すること。検査項目等については別紙５各種分析に係る特記仕様に示すとおり。

（各種法定検査）
第 25 条　各種法定検査については、法定検査実施機関等による定期検査を受検し、これに合格することを必須とする。また、乙は、各種法定検査に伴い甲が行う諸手続きに協力すること。

（各種維持・保守管理業務）
第 26 条　施設の維持管理に必要な維持・保守管理業務及び法定自主検査等を行い、良好な施設機能等を維持すること。なお、原則として、ほうきリサイクルセンター基幹的設備改良工事等により変更した設備機器についても、乙の費用により必要な維持・保守管理業務及び法定自主検査等を行うこと。
２　維持管理・保守業務中に発見された異常・劣化等の不具合については、直ちに監督員に報告すること。
３　維持管理・保守管理業務中に発見された故障等については、乙の費用負担により修繕を行うこと。
４　維持管理・保守業務の記録は、適切に保管すること。また、監督員が記録の提出を求めた場合には、速やかに提出すること。
５　業務の内容等については、別紙６各種維持・管理業務に関する特記仕様に示すとおり。

（敷地・施設内の衛生管理等）

第 27 条　乙は、敷地・施設内の日常清掃及び定期清掃を行い、良好な施設環境を維持するとともに、搬入者の利便の確保に努めること。
２　敷地・施設内の衛生管理に関する管理標準は、次のとおりとする。
（１）管理棟・工場棟の床面の定期清掃（ワックス掛け）は年１回以上
（２）管理棟・工場棟のガラスの定期清掃は年１回以上
（３）事務所・玄関・トイレ等の日常清掃は週１回以上
（４）搬入道路等の落下物等の除去は随時
（５）搬入道路等の除雪は、ごみ搬入に支障をきたすことのない様に行うこと。
（６）エアコン及び照明器具等の建築設備の維持、管理及びその使用に関しては、管理標準を定め保全に努めること。
（７）その他敷地・施設内の衛生管理に必要な作業は必要の都度

（景観形成に関する作業等）
第 28 条　乙は、施設の景観を保持するために敷地内の植栽等の管理、手洗洗車場の管理、搬入道路等の管理を行い、適切な景観の維持すること。
２　景観形成作業に必要な薬剤、肥料等は、乙の費用負担とする。
３　景観形成に関する作業の管理標準は、次のとおりとする。
（１）樹木・植込の剪定は年１回程度
（２）草刈・集草は年５回程度
（３）芝刈りは必要の都度
（４）樹木・植込・草木の施肥は年１回程度
（５）消毒は雑草・害虫の状態による
（６）植込の除草は年３回程度
（７）手洗い洗車場及び周辺の清掃は毎日（休日を除く。）
（８）その他施設内の景観形成に必要な作業は必要の都度

（物品等の仕様等）
第 29 条　運転管理・維持管理・定期点検整備業務等に必要な消耗品・薬剤・燃料等の購入等については次の各号によること。
（１）購入物品等の品質・仕様は現在施設で使用している物品等と同等又はそれ以上の物品とする。
（２）日常的な保守点検整備、定期的な点検整備及び修繕（以下「通常整備」という。）で使用する基幹部品については、原則、所定の機器取扱説明書等に示される部品を調達すること。
（２）第１号及び第２号の物品が入手困難な場合は、甲の承諾を得て代用物品とすることができる。
（３）薬剤・燃料以外のものについては、その必要性を十分に検討し、計画的に購入すること。
（４）薬剤の仕様・使用予定数量等に関しては、別紙７薬品に関する特記仕様に示すとおりとする。

（物品等の購入等の契約事務）
第 30 条　運転管理・維持管理・通常整備に必要な消耗品・薬剤等の購入等に係る物品の検査・承認については、甲と協議すること。

（維持管理業務の委託契約事務等）
第 31 条　各種分析、各種維持・保守管理業務、敷地・施設内の衛生管理及び景観形成に関する作業等を、第三者へ委託する場合等の契約事務の検査・承認については甲と協議すること。

（第三者への再委託）
第 32 条　乙の業務従事者に各種維持管理・保守業務等に必要な有資格者又は技術者がいない場合、又は専門性を必要とする業務については、再委託することができる。この場合、委託先に有資格者

証の写し等の提出を求める等により施工能力を確認すること。

第４章　設備機器点検整備業務

（業務の目的）

第33条　ほうきリサイクルセンター及びクリーンランドほうき（以下「施設」という。）の各設備機器の定期点検、調整及び整備（以下「整備業務」という。）を行い、その特性及び傾向を把握し、施設の適正な維持管理を図るものである。

（一般事項）

第34条　整備業務における一般事項は次のとおり。

（１）整備業務期間中は、ごみ収集車両及び搬入者等が安全かつ円滑に通行ができる計画を立案すること。また、ごみの搬入に影響のないよう仮設道路及び案内看板の設置等の対策を講じること。

（２）整備業務は、１号炉・２号炉共通系の設備及び機器の施工を実施する場合を除き、原則、１炉を稼働しながら行うこととする。なお、全停電期間が生じる場合には、できるだけその期間が短縮される工程・工法等を検討すること。

（３）整備業務期間中は整備業務以外に基幹的設備改良工事等を実施するため、関係者と連絡を密にし取り合いの調整等に関して齟齬が生じないよう適正な整備業務の実施に努めること。また、当該関係者とともに施設全体の円滑な稼働に協力すること。

（４）安全衛生管理

（ア）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）、環境基本法（平成５年法律第９１号）、騒音規制法（昭和４３年法律第９８号）、振動規制法（昭和５１年法律第６４号）、大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）その他の関係法令等並びに、建築工事公衆災害防止対策要綱（平成５年建設省経建発１号）及び建設副産物適正処理推進要綱（平成５年建設省経建発３号）等に従い、整備業務の施工に伴う災害防止及び環境保全に努めること。

（イ）関連法令等に準拠し、安全衛生設備を完備するほか、作業環境を良好な状態に保つことに留意し、粉じん防止、換気、必要照度の確保及びゆとりあるスペースの確保を心がけること。また、安全標識及び薬品の取扱いに関する要領等を掲示し、業務従事者等の安全を確保すること。

（ウ）廃棄物焼却施設内におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成１３年厚生労働省基発第４０１号の２）を考慮し、作業環境（通常の業務において作業者が立ち入る場所）のダイオキシン類濃度が２．５pg-TEQ／m^3Ｎ以下となる措置を講ずること。

（５）設備機器等の損壊及び事故処理

ア　整備業務の施工に当たっては、設備機器等に損傷与えないように注意し、施工等により起因した設備機器の損傷は直ちに監督員に報告するとともに、乙の責任において対処し又は処理すること。

イ　整備業務中に事故（人身事故を含む。）が発生した場合は、速やかに必要な処置を講ずるとともに、関係官公署及び監督員に報告すること。

ウ　整備業務の施工に起因した事故（人身事故を含む。）については、乙の責任において対処し、又は処理すること。

（６）整備業務資材及び設備・機器の仮置き場については、甲の指示又は承諾を得て敷地内及び施設内を利用することができることとする。

（７）整備業務に必要な電力及び用水は甲が支給する。ただし、受電及び給水等の設備の設置は、乙が行うこととし、支給する容量には制限がある。

（８）年度毎の整備業務の完成時には、整備業務に関連する場所の後片付け及び清掃を行うこと。

（9）解体、取替及び更新等による発生材については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に基づき適正に処理又はリサイクルを行い、監督員に結果を報告すること。

(10) 関係者への広報等

ア　整備業務の施工に当たっては、地域住民その他の関係者との間に紛争が生じないように努めるとともに広報等が必要な場合は、速やかに対応すること。

イ　整備業務に関して、地域住民その他の関係者から説明を求められ苦情があった場合は、直ちに対応し、誠意を持ってその解決に当たること。

ウ　整備業務の施工において必要な地域住民その他の関係者との交渉は、乙の責任において行うものとし、あらかじめその概要を監督員に提出すること。

エ　アからウまでの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等、明確にしておくとともに、その経過を延滞なく監督員に報告すること。

(11) 保証等

ア　保証

整備業務に係る設備等の保証期間は、各年度の整備業務完了後１年間とする。なお、保証期間中に生じた構造上の欠陥、破損、故障、障害等は、乙の負担にて速やかに補修、改造又は取替えを行わなければならない。ただし、甲の過失による誤動作及び天災等の不測の事態に起因する場合はこの限りではない。

イ　瑕疵

施設における瑕疵が、乙の故意又は重大な過失により発生したと判定された場合、請求が行える期間は、整備業務完了後１０年間とする。

なお、整備業務における瑕疵の判定については甲乙協議により行うものとし、その判定基準は以下に示すとおりとする。なお、整備業務における瑕疵の判定に要する経費は、乙の負担とするが、その瑕疵の原因が他の施工者にあると判断された場合、乙はその経費を当該施工者に請求することができる。

（ア）構造及び施工上の欠陥が発見された場合。

（イ）異常磨耗、腐食、変形、漏れ、亀裂及び脱落等が認められた場合。

（ウ）性能に著しい低下が認められた場合。

（エ）その他、運転管理上支障のある事態が発生した場合。

ウ　その他

整備業務において、乙が甲による必要な承諾を得ずに行った行為については、瑕疵の有無に係わらず、甲の判断によって改善を請求できることとする。

(13) 整備業務関係書類

下表に示す整備業務関係書類を監督員に提出すること。なお、図面類はＣＡＤデータ、報告書等は文書作成ソフト又は表作成ソフトで作成したデータを電子記録媒体に保存したものを併せて提出すること。

書類名	部数	備　考
着手届	２部	年度毎
現場代理人届	２部	
主任技術者又は監理技術者届	２部	
工程表	３部	年度毎
施工体制台帳	２部	下請負契約書の写しを添付すること。
整備業務施工計画書	２部	安全衛生、組織図、緊急連絡体制表、関係官公署一覧表等を含む。
施工要領書	１部	機械据付要領、配管施工要領、保温施工要領 塗装施工要領、耐火物施工要領、検査要領 試運転・試験要領等を含む。
施工図（取替箇所）	１部	

完成図書	1部	産業廃棄物等マニフェスト、日報、週報、安全日誌、支給品明細書、貸与品明細書、社内検査記録、完成図、保全に関する資料、設備機器の性能・作動試験等を記載したもの等を含む。
下請負承認申請書	1部	
整備業務報告書	1部	年度毎
写真帳	1部	年度毎
各種保険証書の写し	各1部	
保証書	1部	瑕疵期間含む。
記録	各1部	協議記録は実施後に毎回提出。
設備機器等欠陥報告書	各1部	設備機器等の欠陥及び欠点が発見された場合に毎回提出。
その他必要な書類	必要部数	

（整備業務の施工）

第35条　整備業務の施工については次のとおり。

（1）現場代理人並びに主任技術者又は監理技術者の配置

　監理技術者証の交付を受けている者であって、同種整備業務に従事した経験を有した者を履行期間中の現場に専任で配置すること。

（2）各種保険への加入

　履行期間中は火災保険及び団体保険等必要な保険に加入すること。

（3）一括下請負又は一括委任の禁止

　乙は、整備業務の全部又は大部分を一括して第三者に請け負わせ又は委任してはならない。

（4）下請負者に関する報告

　整備業務の一部を請け負わせ又は委任する場合は、下請負者又は受任者の名称その他必要な事項を監督員に報告し、了承を得ること。

（5）施工管理等

ア　工程表等の承諾

（ア）整備業務の施工は、設備の運転休止時に行うものであり、監督員と工程を調整した上で工程表を作成し、監督員の承諾を受けること。

（イ）整備業務の着手に先立ち、整備業務の総合的な計画をまとめた施工計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。

（ウ）工種別に機器、機材、工法、品質管理等を具体的に定めた施工要領書を作成し､監督員の承諾を受けること。

（エ）整備業務の施工に先立ち施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。

（オ）（ア）から（エ）の内容を変更する必要が生じた場合、変更図書を作成し、監督員の承諾を受けること。

イ　整備業務に係る現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法及びその他関係法令等に従って行うこと。

ウ　乙は、整備業務の目的を完成させるため、施工管理体制を確立し、品質、工程及び安全等の施工管理を行うこと。

エ　整備業務の施工に携わる下請請負人等に関係図書の内容を周知徹底すること。

オ　設備機器の材質及び構造上の欠陥又は欠点を発見した場合、詳細について監督員に報告すること。

カ　現場代理人は、整備業務の進捗状況、作業内容、作業予定、人数、搬入機材等を記入した日報を監督員に提出すること。

キ　整備業務に当たり、監督員及び運転管理を行う業務従事者に日常保守及び点検整備に必要な

知識及び情報を伝授すること。

（６）施工条件

ア　仕様書で定める事項を除き、質疑回答書及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修の各工事標準仕様書（最新版）等を準用する。

イ　整備業務の施工は、設計図書、監督員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図等に従って行うこと。

ウ　整備業務内容により既存の設備機器等が障害となる場合には、監督員の指示又は承諾を得てこれを移設又は撤去できる。ただし、修復が必要な場合は、乙の負担で実施すること。

エ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第３５号）第５条の規定に基づく精密機能検査を実施すること。（業務期間中につき１回）

（７）整備業務の施工内容

整備業務の施工内容（特記仕様）は乙の提出したプロポーザルのメンテナンス計画内容を検討し確定することとする。なお、平成２１年度から平成２３年度の設備機器点検整備実績（平成２３年度については整備実施中又は計画中の項目）及び平成２４年度から平成２６年度の点検整備計画（案）は、別紙８施設整備年次計画（案）に示すとおりである。

※　乙は、メンテナンス計画の作成に当たり、ほうきリサイクルセンター長寿命化整備計画書、基幹的設備改良工事発注仕様書及び点検整備状況等を確認した上で、施設を適切に維持管理するためのメンテナンス計画（平成２４年度から平成２６年度）を立案し、提案すること。

（８）材料及び機器

ア　使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合する欠陥のない製品かつすべて新品とし、日本工業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC）及び日本電気工業会標準規格（JEM）等の規格が定められているものはこれらの規格品を使用すること。なお、基幹部品については、原則、所定の機器取扱説明書等に示される部品を使用すること。

イ　高温部に使用する材料は、耐熱性に優れたものでなくてはならない。また、酸・アルカリ等腐食性のある条件下で使用する材料については、それぞれ耐酸・耐アルカリ性を考慮した材料（塗料を含む。）を使用すること。

ウ　アの規格品以外の材料又は機器を使用する場合は、甲の承諾を受けた後、使用すること。

エ　取替又は交換を行う部品については、本施設に保管されている予備品及び消耗品を優先使用すること。予備品又は消耗品を使用した場合は、その使用数量を書面で報告し、監督員の承諾を得ること。

オ　本施設の予備品及び消耗品の現有数については、乙において監督員とともに事前に確認しておくこと。

カ　整備業務において、取替又は交換に使用する部品は、監督員の立会いのもと監督員の検査を受けること。

（９）検査等

ア　施工中の検査

一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督員により指示された場合は、その施工について検査を受けること。

イ　施工中の立会い

（ア）次の場合は、監督員の立会いを受けること。ただし、これによることが困難な場合は別に指示を受けること。

Ａ　主要機器を設置する場合

Ｂ　施工後に検査が困難な箇所を施工する場合

Ｃ　総合調整を行う場合

（イ）監督員の立会いが指定されている場合は、適切な時期に監督員に対して立会いを要請することとし、立会いの日時については監督員の指示を受けること。

ウ　完成検査

下記に示す要件をすべて満たした場合、整備業務完成通知書を監督員に提出し、完成検査を受けること。

（ア）年度別の整備業務が完了していること。

（イ）監督員に指示を受けた事項がすべて完了していること。

（ウ）整備業務関係書類等の整備がすべて完了していること。

別　紙　1

運　転　条　件

1　ほうきリサイクルセンター　焼却施設　運転条件

（1）　可燃ごみ質の性状

一　ごみの種類

・雑芥と厨芥の混合芥

・可燃性粗大ごみ

二　組成（設計値）

	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水分　[%]	６４	５０	２９
可燃分　[%]	２７	４０	５８
灰分　[%]	９	１０	１３
低位発熱量　[J/kg]	４，１８６	７，５３５	１１，３０２
見掛比重	０．２４		

三　可燃分中の元素分析（設計値）

ごみ低位発熱量／元素組成[%]	C	H	O	S	N	CL
低　質（Hu = 4,186 [J/kg]）	52.66	6.95	38.03	0.12	1.35	0.89
基　準（Hu = 7,535 [J/kg]）	53.77	6.95	36.92	0.12	1.35	0.89
高　質（Hu = 11,302 [J/kg]）	51.13	6.95	39.56	0.12	1.35	0.89

（2）炉　　数

・１００ｔ／２４ｈ×２炉

（3）炉　形　式

・全連続燃焼式焼却炉

（4）燃焼ガス冷却方式

・水噴射式

（5）炉運転時間

・１日２４時間連続運転（年間２９０日運転程度〔平成２４度～平成２６年度（予定）〕）

・１系列６０日～９０日程度の連続運転を基本とする。

・２炉交互運転を基本とするが、搬入状況等により２炉同時運転にも対応すること。

（6）焼却条件

一　炉内温度（燃焼室出口温度）　８００℃以上９５０℃以下を基準とする。

二　焼却灰の熱灼減量　５%以下

三　焼却炉出口のＣＯ濃度　５０ｐｐｍ以下（４時間平均値）

四　炉出口のO_2濃度　６%以上

2　ほうきリサイクルセンター　不燃物処理施設　運転条件

（1）不燃ごみ質の性状

一　ごみの種類

・粗大ごみ（大型家電製品、家具類等）

・ガラス、陶磁器類

・ビン、缶類

・プラスチック類

二　組成（設計値）

ごみ組成	粗大ごみ	不燃ごみ	重　量
金属類	30% × 0.1 = 3.0%	30% × 0.9 = 27.0%	30.0%
木製品（可燃物）	20% × 0.1 = 2.0%	5% × 0.9 = 4.5%	6.5%
がれき類	25% × 0.1 = 2.5%	15% × 0.9 = 13.5%	16.0%
ガラス類	－	40% × 0.9 = 36.0%	36.0%
プラスチック類	10% × 0.1 = 1.0%	5% × 0.9 = 4.5%	5.5%

その他（可燃・不燃）	15% x 0. 1 = 1.5%	5% x 0. 9 = 4.5%	6.0%
計	10%	90%	100%
単位体積重量	0.1~0.15%	0.15~0.25%	0.145~0.24%

三　見掛比重　　０．１５ｔ／㎥-

（2）基　　数

・４５ｔ／５ｈ×１基

（3）破砕機型式

・衝撃剪断併用回転式破砕機

（4）選別種類（５種選別）

・破砕可燃物・・・・・機械選別
・破砕不燃物・・・・・機械選別
・ア　ル　ミ・・・・・機械選別
・　　鉄　　・・・・・機械選別
・カ レ ッ ト・・・・・手 選 別

（5）選別物の純度及び回収率（湿重量%）

選　別　物	純　度	回収率	備　考
鉄	９５	９０	
ア　ル　ミ	９０	７５	
不　燃　物	５２	９０	
可　燃　物	７０	７０	
カ レ ッ ト	９８	６０	参考値

3　クリーンランドほうき　運転条件

（1）埋立物の種類

・焼却残渣（焼却灰、固形化灰）
・不燃物残渣
・し尿汚泥焼却残渣

（2）計画処理量

・日平均浸出水量　　４０㎥／日
・日最大浸出水量　６００㎥／日

（3）処理施設運転時間

・水処理施設関係　　２４時間／日
・汚泥処理設備関係　５時間／日、２日／週

（4）処理水の水質

項　　目	計画原水水質	処理水の水質 （日間平均値）
ｐＨ	－	５．８ ～ ８．６
ＢＯＤ	２５０mg／ℓ	１５mg／ℓ
ＣＯＤ	１００mg／ℓ	３０mg／ℓ
ＳＳ	３００mg／ℓ	１０mg／ℓ
大腸菌群数	—	１，０００個／c ㎥以下
色度	４００度	１０度
臭気	—	異臭のないこと
Ca	１，５００mg／ℓ	１００mg／ℓ
ダイオキシン類（コプラナーPCB含む。）	３０ｐｇ-ＴＥＱ／ℓ	０．５ｐｇ-ＴＥＱ／ℓ
その他		排水基準を定める総理府令 第１条の基準値以下

別　紙　2

公害防止基準

1　ほうきリサイクルセンター

項　　目		排出基準値等	備　　考
大　　気			
	ばいじん	0．02［g／N㎥］以下	
	硫黄酸化物	100［ppm］以下	
	塩化水素	36［ppm］以下	
	窒素酸化物	150［ppm］以下	
	ダイオキシン類	1［ng-TEQ/N㎥］以下	
焼却残渣物(焼却灰・固形化灰)			
	ダイオキシン類	3［ng-TEQ/g］以下	
騒　　音			
	朝・夕	50［dB］以下	
	昼間	60［dB］以下	
	夜間	45［dB］以下	
振　　動			
	昼間	60［dB］以下	
	夜間	55［dB］以下	
臭　　気			
	臭気強度	2．5　以下	
	アンモニア	1［ppm］以下	
	メチルメルカプタン	0．002［ppm］以下	
	硫化水素	0．02［ppm］以下	
	硫化メチル	0．01［ppm］以下	
	トリメチルアミン	0．005［ppm］以下	
	二硫化メチル	0．009［ppm］以下	
	アセトアルデヒド	0．05［ppm］以下	
	スチレン	0．4［ppm］以下	
	ノルマル酪酸	0．001［ppm］以下	
	イソ吉草酸	0．001［ppm］以下	
	ノルマル吉草酸	0．0009［ppm］以下	
	プロピオン酸	0．03［ppm］以下	

2　クリーンランドほうき

項　　目		排出基準値等	備　考
処　理　水			
	水素イオン濃度	5．8～8．6［pH］	
	生物化学的酸素要求量（BOD）	20［mg／ℓ］以下	
	化学的酸素要求量（COD）	50［mg／ℓ］以下	
	浮遊物質（SS）	10［mg／ℓ］以下	
	窒素	120［mg／ℓ］以下	
	ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）	5［mg／ℓ］以下	
	ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類）	30［mg／ℓ］以下	
	フェノール類	5［mg／ℓ］以下	
	銅	3［mg／ℓ］以下	
	亜鉛	5［mg／ℓ］以下	
	溶解性鉄	10［mg／ℓ］以下	
	溶解性マンガン	10［mg／ℓ］以下	

	クロム	2［mg／ℓ］以下	
	フッ素	15［mg／ℓ］以下	
	大腸菌群数	3000［個／mℓ］以下	
	リン	16［mg／ℓ］以下	
	カドミウム	0．1［mg／ℓ］以下	
	シアン	1［mg／ℓ］以下	
	有機リン化合物	1［mg／ℓ］以下	
	鉛	0．1［mg／ℓ］以下	
	六価クロム	0．5［mg／ℓ］以下	
	ヒ素	0．1［mg／ℓ］以下	
	総水銀	0．005［mg／ℓ］以下	
	アルキル水銀	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニール（PCB）	0．003［mg／ℓ］以下	
	トリクロロエチレン	0．3［mg／ℓ］以下	
	テトラクロロエチレン	0．1［mg／ℓ］以下	
	ジクロロメタン	0．2［mg／ℓ］以下	
	四塩化炭素	0．02［mg／ℓ］以下	
	塩化ビニルモノマー	0．05［mg／ℓ］以下	
	1,2-ジクロロエタン	0．04［mg／ℓ］以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0．1［mg／ℓ］以下	
	1,2-ジクロロエチレン	0．05［mg／ℓ］以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	3［mg／ℓ］以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0．06［mg／ℓ］以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0．02［mg／ℓ］以下	
	1,4-ジオキサン	0．05［mg／ℓ］以下	
	チウラム	0．06［mg／ℓ］以下	
	シマジン	0．03［mg／ℓ］以下	
	チオベンカルブ	0．2［mg／ℓ］以下	
	ベンゼン	0．1［mg／ℓ］以下	
	セレン	0．1［mg／ℓ］以下	
	ダイオキシン類	10［pg-TEQ／ℓ］以下	

別　紙　3

稼動実績

ほうきリサイクルセンター　平成２０年度～平成２２年度　稼動実績等

	項　　目	単位	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度
搬入実績	可燃ごみ	t	２７，１４０	２６，８９５	２６，２１６
	不燃ごみ	t	８３１	８６９	８４４
	ビン・缶	t	１９５	１７２	１７２
	可燃粗大ごみ	t	６０５	６４０	６３９
	不燃粗大ごみ	t	４１９	４２３	３３９
	ペットボトル	t	４	２	１
	合　　計	t	２９，１９４	２９，００１	２８，２２１
稼動実績	焼却量　　１号炉	t	１４，１８４	１４，１８２	１３，０１０
	焼却日数　　１号炉	日	１４６	１４６	１３５
	焼却量　　２号炉	t	１４，８２９	１３，６７３	１４，６９８
	焼却日数　　２号炉	日	１５３	１４４	１５２
	重 複 日	日	０	０	０
	稼働日数　破砕機	日	７６	８０	６７
	稼働時間　破砕機	時間	１９６	２３３	２２２
	回転破砕機処理量	t	１，２５０	１，２９２	１，１８３
	稼働日数　手選別	日	３４	２４	２８
	稼動時間　手選別	時間	１１１	１０３	１１０
排出実績	焼却灰	t	２，０５４	２，００３	２，０２９
	固形化灰	t	１，３４４	１，３２７	１，３２６
	不燃破砕物	t	３６４	３９７	３９４
回収資源	粗大金属	t	４１２	４２３	３６９
	粗大アルミ	t	２８	３３	２９
	アルミ缶	t	８８	７７	７７
	スチール缶	t	１３２	１０８	９８
	ガラスびん（研究所）	t	７	７	６
	鉄塊類	t	４９	４７	４６
	ペットボトル（搬出）	t	５	３	２
	紙類（搬出）	t	２９	２４	１８
施設見学	団体数	団体	３６	３５	４０
	見学者数	人	１，２５７	１，１９７	１，２５６

クリーンランドほうき　平成２０年度～平成２２年度　稼動実績等

	項　　目	単位	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度
稼動実績	流入流量積算	m^3	３，７６３	１０，２１０	１２，１１６
	放流水流量積算	m^3	１１，５９６	１２，５１９	１１，９２８
埋立実績	焼却灰	t	２，０５４	２，００３	２，０２９
	固形化灰	t	１，３４４	１，３２７	１，３２６
	不燃破砕物	t	３６４	３９７	３９４
施設見学 ※全てほうき見学後	団体数	団体	１８	１８	２４
	見学者数	人	５７７	６７４	８４９

別　紙　4

ほうきリサイクルセンターほか包括運転・維持管理業務　リスク分担表

【ほうきリサイクルセンター】

業務の種類等	リスクの内容	詳　　細	リスク分担		備　　考
			連合	受注者	
運転管理業務					
・運転管理業務 ・計量窓口業務 （早朝搬入受付業務（計量窓口部分）を含む。） ・分別指導業務 ・プラットホーム受付業務 （早朝搬入受付時を含む。）	労災事故	業務従事者の労災事故等		○	連合は対応に協力する。
	交通事故による物損・人身事故	誘導ミス等による搬入者の事故		○	連合は対応に協力する。
	ピット転落事故（人身、車両）			○	連合は対応に協力する。
	搬入者（業者・住民）とのトラブル	接遇の不備、説明不足等によるもの		○	連合は対応に協力する。
	施設・機器等の故障時・緊急時等の対応	夜間・休日等の対応を含む。		○	火災･風水害･震災等の際は連合に連絡
	施設・設備・機器類の修繕	保守点検等により発見された故障等の修繕		○	
		上記修繕のうち､受注者が契約金額の範囲において費用負担することが適当ではないと認められる場合の修繕	○	○	別途協議により対応
		通常予見可能な範囲を超える事態（天災・戦争・ごみピット火災・破砕機爆発事故等）により発生した故障等の修繕	○		受注者は臨機の措置等により、適切な措置を講ずること。
		運転・維持管理不良による修繕		○	
	瑕疵	業務の実施に起因する瑕疵		○	受注者は、瑕疵判定に協力すること。
		上記以外の瑕疵	○		受注者は、瑕疵判定に協力すること。
	業務の停滞	運転管理不良による施設･機器等の損傷、法令等の基準値超過等による		○	
		上記以外	○		
	他施設で処理を行う場合の費用	運転管理不良による施設･機器等の損傷、法令等の基準値超過等による		○	
		上記以外	○		
	ごみ処理手数料・事業所用ごみ袋代の授受及び収納	金銭受け渡しミス、計量装置の操作ミス等		○	
		つり銭・両替金の準備・紛失		○	
	事業所用ごみ袋の管理等	在庫管理		○	
		クレーム対応	○		
・関連業務	焼却灰等運搬	灰の積込み		○	
		灰の運搬作業の管理監督に関すること	○		受注者は対応に協力すること。

【ほうきリサイクルセンター】

業務の種類等	リスクの内容	詳　　細	リスク分担		備　　考
			連合	受注者	
維持管理業務					
維持管理業務に関する事務等	契約事務			○	
	管理事務	物品等の管理、維持管理業務の履行監理		○	
	承諾	連合が仕様書で定めたもの、監督員が指示したもの	○		
運転管理･維持管理･通常整備（整備業務部品は除く。）等に必要な消耗品・薬剤・車両燃料等の購入	使用量増減による費用の増減			○	増減が著しい場合は別途協議
	物価変動による費用の増減			○	物価の変動が著しい場合は別途協議
	特別の理由により必要と認められるものの購入			○	別途協議
・各種法定検査・維持管理業務（浄化槽/昇降機/消防設備/簡易水道/地下タンク等） ・手洗洗車場管理業務 ・洗車汚泥汲取業務 ・中央制御装置保守業務 ・自家用電気工作物保安管理業務	修繕	検査等により発見された故障等の修繕		○	
		上記修繕のうち、受注者が契約金額の範囲において費用負担することが適当ではないと認められる場合の修繕	○	○	別途協議により対応
		通常予見可能な範囲を超える事態（天災・戦争・ごみピット火災・破砕機爆発事故等）により発生した故障等の修繕	○		受注者は臨機の措置等により、適切な措置を講ずること。
		運転・維持管理不良による修繕		○	
	瑕疵	業務の実施に起因する瑕疵		○	受注者は、瑕疵判定に協力すること。
		上記以外の瑕疵	○		受注者は、瑕疵判定に協力すること。
	法定検査不合格による業務の停滞			○	
	関係省庁への各種申請等手続		○		受注者は連合に協力すること
	景観・臭気等への配慮	周辺・槽・配管等の管理		○	
	搬入者（業者・住民）とのトラブル			○	
環境測定業務	基準値・運転管理値のモニタリング	ごみ質／熱灼減量／灰成分		○	
		ダイオキシン類／騒音・振動／臭気／排ガス／水質	○		
	基準値・運転管理値の超過	原因究明・調査、他施設での処理費用等		○	原因調査は双方協力しあう
作業車両等の管理	所有権、保険加入、事故処理、燃料代、車検、点検、修繕等	受注者の持込作業車両等		○	
		連合の作業車両等	○		
		受注者に貸与した連合の作業車両等	○	○	事故処理、燃料代、修繕等については受注者が対応すること。

【クリーンランドほうき】

業務の種類等	リスクの内容	詳　　細	リスク分担		備　　考
			連合	受注者	
運転管理業務					
・運転管理業務	労災事故	業務従事者の労災事故等		○	連合は対応に協力する。
	施設・機器等の故障時・緊急時等の対応	夜間・休日等の対応を含む。		○	火災･風水害･震災等の際は連合に連絡
	施設・設備・機器類の修繕	保守点検等により発見された故障等の修繕		○	
		上記修繕のうち、受注者が契約金額の範囲において費用負担することが適当ではないと認められる場合の修繕	○	○	別途協議により対応
		通常予見可能な範囲を超える事態（天災・戦争等）により発生した故障等の修繕	○		受注者は臨機の措置等により、適切な措置を講ずること。
		運転・維持管理不良による修繕		○	
	瑕疵	業務の実施に起因する瑕疵		○	受注者は、瑕疵判定に協力すること。
		上記以外の瑕疵	○		受注者は、瑕疵判定に協力すること。
	業務の停滞	運転管理不良による施設･機器等の損傷、法令等の基準値超過等による		○	
		上記以外	○		
	他施設で処理を行う場合の費用	運転管理不良による施設･機器等の損傷、法令等の基準値超過等による		○	
		上記以外	○		
・関連業務	焼却灰等埋立	埋立・覆土・整地作業の管理監督に関すること	○		
		覆土用真砂土の購入管理	○		
		上記作業等において発生した故障等	○		受注者は対応に協力すること。
維持管理業務					
維持管理業務に関する事務等	契約事務			○	
	管理事務	物品等の管理、維持管理業務の監理		○	
	承諾	監督員が指示した事項等の検査等	○		
運転管理･維持管理･通常整備（整備業務部品は除く。）等に必要な消耗品・薬剤・車両燃料等の購入	使用量増減による費用の増減			○	増減が著しい場合は別途協議
	物価変動による費用の増減			○	物価の変動が著しい場合は別途協議
	特別の理由により必要と認められるものの購入		○	○	別途協議により対応

【クリーンランドほうき】

業務の種類等	リスクの内容	詳　　細	リスク分担		備　　考
			連合	受注者	
維持管理業務					
・各種法定検査・維持管理業務（浄化槽/昇降機/消防設備等） ・雨水浸透池、観測井戸等の管理	修繕	検査等により発見された故障等の修繕		○	
		上記修繕のうち、受注者が契約金額の範囲において費用負担することが適当ではないと認められる場合の修繕	○	○	別途協議により対応
		通常予見可能な範囲を超える事態（天災・戦争等）により発生した故障等の修繕	○		受注者は臨機の措置等により、適切な措置を講ずること。
		運転・維持管理不良による修繕		○	
	瑕疵	業務の実施に起因する瑕疵		○	受注者は、瑕疵判定に協力すること。
		上記以外の瑕疵	○		受注者は、瑕疵判定に協力すること。
	法定検査不合格による業務の停滞			○	
	関係省庁への各種申請等手続		○		受注者は連合に協力すること
	景観・臭気等への配慮	周辺・槽・配管等の管理		○	
環境測定業務	基準値・運転管理値のモニタリング	ダイオキシン類／水質	○		
	基準値・運転管理値の超過	原因究明・調査、他施設での処理費用等		○	原因調査は双方協力しあう
作業車両等の管理	所有権、保険加入、事故処理、燃料代、車検、点検、修繕等	受注者の持込作業車両等		○	
		連合の作業車両等	○		
		受注者に貸与した連合の作業車両等	○	○	事故処理、燃料代、修繕等については受注者が対応すること。

【ほうきリサイクルセンター/クリーンランドほうき　共通】

業務の種類等	リスクの内容	詳　　細	リスク分担		備　　考
			連合	受注者	
設備機器点検整備業務					
施工計画等	メンテナンス計画の立案			○	監督員の承諾を得ること。
	工程調整、安全衛生管理、施工図作成等	関係者との連絡調整等を含む。		○	監督員の承諾を得ること。
	各種保険等加入			○	

【ほうきリサイクルセンター/クリーンランドほうき　共通】

業務の種類等	リスクの内容	詳　　細	リスク分担		備　　考
			連合	受注者	
設備機器点検整備業務					
整備業務の施工	メンテナンス計画の変更による費用の増減	契約金額の範囲内での費用負担が適当ではないと認められる場合	○	○	別途協議により対応
		上記以外		○	
	未承諾事項の施工			○	改善請求に応じること。
	保証	整備業務の施工に起因する事項の保証		○	
		上記以外の事項	○		
	瑕疵	整備業務の施工に起因する瑕疵		○	受注者は、瑕疵判定に協力すること。
		上記以外の瑕疵	○		受注者は、瑕疵判定に協力すること。
整備業務に使用する部品・消耗品等	部品・消防品等の調達			○	
	部品・消防品等の品質			○	監督員の承諾を得ること。
	使用見込量の増減による費用の増減	契約金額の範囲内での費用負担が適当ではないと認められる場合	○	○	増減が著しい場合は別途協議
		上記以外		○	
	物価変動による費用の増減			○	物価の変動が著しい場合は別途協議
	部品等の保管・管理			○	
	瑕疵	部品・消耗品等に起因する瑕疵		○	受注者は、瑕疵判定に協力すること。
		上記以外の瑕疵	○		受注者は、瑕疵判定に協力すること。
一般事項					
要求水準の未達	業務に関すること	施工不良を含む。		○	
	上記以外		○		
施設の瑕疵	業務期間前から存した瑕疵		○		受注者は、瑕疵判定に協力すること
法制度の変更	業務に関連する法制度の変更		○	○	別途協議により対応
税制の変更	消費税の範囲及び率の変更		○		
金利の変更	受注者に関するもの			○	
個人情報漏洩	個人情報漏洩に関する損害賠償	業務に関するもの		○	
不可抗力	地震・風水害等	通常予見可能な範囲を超えるもの	○		
	上記以外			○	
業務の中止	受注者の責によるもの			○	

【ほうきリサイクルセンター/クリーンランドほうき　共通】

業務の種類等		リスクの内容	詳　　細	リスク分担		備　　考
				連合	受注者	
一般事項						
	災害等への対応	災害等により発生する大量搬入ごみの対応	連合圏域外からの搬入を含む。	○	○	別途協議により対応
	地元協議会対応			○		受注者は対応に協力すること。
	施設見学案内対応	行政視察		○		
		上記以外			○	受注者は対応に協力すること。
	電力・用水・助燃用燃料等			○		
	敷地・施設内の衛生管理等				○	
	敷地内の景観形成	草刈・除草・剪定・施肥等			○	
		施設内清掃・落下物の除去			○	
	除雪業務	搬入道路・駐車場等の除雪			○	
その他　契約関係図書等に定めの無い事項				○	○	別途協議により対応

別　紙　5

各種分析に関する特記仕様

（分析機関の制限）

1　各種分析を行う機関は、乙との間に役員の重複や資本的つながりのない第三者機関であること。

（一般事項）

1　測定及び検査に係る分析精度管理等は、次のとおりとする。

（１）内部分析精度の体制及び基準を有し、各部門に国家免許等を有する選任の技術責任者が配置されている分析機関であること。

（２）異常値等の原因究明に係る技術的経験及び知識を有し、異常値があった場合の再検査及び原因究明に係る検査等は、契約金内で取り扱いができること。

2　検査試料のサンプリングの時期は監督員と協議すること。

（各検査に係る事項）

1　焼却灰熱灼減量検査（ほうきリサイクルセンター）

（１）検査項目　　焼却残渣の熱灼減量

（２）検査回数　　月１回以上

（３）検査方法　　一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について（環整９５）による。

2　焼却灰成分検査・集じん固化灰成分検査（ほうきリサイクルセンター）

（１）検査項目　　pH・アルキル水銀・総水銀・カドミウム・鉛・六価クロム
ヒ素・セレン・有機燐化合物・ＰＣＢ

（２）検査回数　　年４回以上

（３）検査方法　　産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法に準ずる。

3　ごみ質分析（ほうきリサイクルセンター）

（１）分析項目　　ごみ質（ごみの種類組成・単位容積重量・ごみの３成分・低位発熱量）

（２）分析回数　　年２回以上

（３）分析方法　　一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について（環整９５）による。

4　作業環境中石綿測定（ほうきリサイクルセンター）

（１）測定項目　　作業環境中の石綿

（２）測定回数　　年１回以上

（３）測定場所

一　プラットホーム不燃貯留ヤード

二　可燃粗大破砕機周辺

三　その他必要な場所

別　紙　6

各種維持・保守管理業務に関する特記仕様

（一般事項）

1　本特記仕様は、乙が遵守すべき事項を定めることにより、各種維持・保守管理業務（以下「業務」という。）の適正な執行を期することを目的とする。

2　乙は、業務に関する法令及び本仕様書に定める事項について遵守し、業務の適正な執行をすること。

3　乙は、打合せ事項及び承認事項等について、文書で処理し、甲乙双方で確認すること。ただし、急務を要するもの及び軽微なものについてはこの限りではない。承認を受けないで処理した事項の責任は受注者にあることとする。

4　業務に必要な消耗品（Ｖベルト・油脂類・薬剤・ウエス等）は、乙の負担とする。

5　業務に係る仕様は、本仕様書及び建築保全業務共通仕様書(最新版)等による。

6　その他の事項については、監督員と協議すること。

（各種業務仕様）

1　浄化槽維持管理

（１）業務場所　　ほうきリサイクルセンター
　　クリーンランドほうき

（２）業務の対象

一　ほうきリサイクルセンター浄化槽（分離接触ばっ気方式　４０人槽）

二　クリーンランドほうき浄化槽　（生物ろ過方式　５人槽）

（３）点検等周期

一　維持管理　年４回

二　汲取清掃　年１回

（４）点検基準　浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第８条及び同法１０条並びに厚生省関係浄化槽法施行規則（昭和５９年厚生省令第１７号）第２条の規定による。

2　消防設備点検

（１）業務場所　　ほうきリサイクルセンター
　　クリーンランドほうき

（２）点検項目等

消防設備	点検項目	点検回数	備　考
消火器	外観・機能点検	６ヶ月に１回以上	
屋内消火設備	外観・機能点検	６ヶ月に１回以上	
	総合点検	１年に１回以上	放水試験を含む。配線点検（絶縁抵抗）
粉末消火設備	外観・機能点検	６ヶ月に１回以上	
	総合点検	１年に１回以上	試験用ガス漏れ
自動火災報知装置	外観・機能点検	６ヶ月に１回以上	
	総合点検	１年に１回以上	作動点検、配線点検（絶縁抵抗）
誘導灯及び誘導標識	外観・機能点検	６ヶ月に１回以上	配線点検（絶縁抵抗）
防火・防排煙設備	外観・機能点検	６ヶ月に１回以上	
	総合点検	１年に１回以上	作動点検

（３）点検内容

項目	内　　容	
外観点検	消防設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項を消防設備等の種類に応じ、告示で定める基準に従い確認する。	
機能点検	消防設備等の機器の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項を消防設備等の種類に応じ、告示で定める基準に従い確認する。	
総合点検	作動点検	消防設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限る。）又は動力消防ポンプの正常な作動を、消防設備等の種類に応じ、告示で定める基準に従い確認する。
	消防設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防設備等を使用することにより、当該消防設備等の総合的な機能を消防設備等の種類等に応じ、告示で定める基準に従い確認する。	

（４）点検箇所

ー　ほうきリサイクルセンターー

消防設備区分	分　類　等	数量	単位
消火器	粉末消火器　加圧式（ABC　6 型）	7	本
	加圧式（ABC 10 型）	41	本
屋内消火栓設備	加圧送水装置	1	組
	操作盤	1	面
	消火栓	16	組
	起動用スイッチ	16	個
	表示灯	16	灯
	音響装置	16	組
	呼水装置	1	組
	放水銃	2	台
	表示盤	1	面
自動火災報知設備	P 型 1 級受信機	40	回線
	P 型 1 級副受信機	40	回線
	差動式分布型感知器	35	個
	差動式スポット型感知器	35	個
	定温式スポット型感知器	129	個
	煙感知器	90	個
	P 型 1 級発信機	19	個
	音響装置	20	個
	消火栓起動装置	1	個
	常用電源　交流電源	1	組
	予備電源　蓄電池設備	1	組
粉末消火設備	粉末タンク	2	基
	加圧用窒素容器	2	基
	起動用小用器	2	個
	薬剤点検	2	式
	ホースリール	2	個
誘導灯及び誘導標識	誘導標識	9	枚
	誘導灯	76	灯
防火・防排煙設備	制御盤	1	回線
	防火戸	2	枚
	電動式シャッター	5	枚
	煙感知器	8	個
	音響装置	1	個
	予備電源　蓄電池設備	1	組
	排煙口	5	個
	排煙装置（モーター駆動）	1	台
	起動盤	1	面

配線		1	式

二　クリーンランドほうき

消防設備区分	分　類　等	数量	単位
消火器	粉末消火器　加圧式（ABC10 型）	10	本
自動火災報知設備	P 型２級屋内発信機	2	個
	P 型２級蓄積受信機	1	面
	差動式スポット型感知器	9	個
	定温式スポット型感知器（防水）	17	個
	煙感知器光電式スポット型	11	個
	音響装置	2	個
	常用電源　交流電源	1	組
	予備電源　蓄電池設備	1	組
誘導灯及び誘導標識	誘導灯	6	灯
配線		1	式

3　エレベーター点検・保守管理業務

（１）業務場所　　ほうきリサイクルセンター

（２）点検項目等

点検項目		内　　容	点検周期
定期検査		建築基準法第１２条第２項に基づき、昇降機検査資格者がエレベーター各種装置の定期点検・整備を行うこと。	１回／年
定期点検・整備		当該機種に係る保守作業の専門技術者が、エレベーター各種装置の定期点検・整備を行うこと。	４回／年
遠隔監視		機器の遠隔監視及び遠隔診断を行い、異常や不具合発生時には、迅速な出動、対策を行うこと。	常時
	監視項目	①　閉じ込め故障　②　起動不能故障　③　安全装置動作 ④　走行異常　⑤　ドア開閉異常　⑥　電源系統異常	
	診断項目	①　接触器動作状態　②　制御用マイコンの状態　③　ドア開閉状態 ④　かご着床状態　⑤　運転性能	
故障時自動通話		閉じ込め故障と異常・故障時には、エレベーターかご内と外部の監視センター又はサービス拠点との間で直接通話することが出来ること。	常時

（３）作業の対象

区　　分	作業の対象（装置名）
機械室	環境状況　制御盤　電動機　巻上げ機　ブレーキ　調速機
かご	運転状態外部への連絡装置　停電灯装置　内装　照明　ファン　操作盤 表示ランプ　かごの戸　敷居戸閉め安全装置
かご上	かご上環境状況　戸の開閉装置　ガイドシュー・ローラ給油機（オイラー） かご上機
乗　場	戸の開閉状態　乗場の戸　敷居　ドアインターロックスイッチ　乗場　ボタン 表示ランプ
昇降路・ピット	環境状況　かご　おもり　吊り車　主・調速機ロープ　ガイドレール つり合いおもり　リミットスイッチ　非常停止装置　移動ケーブル テンションプーリ　緩衝器　かご下機器

4　給水設備点検清掃業務

（１）業務場所及び業務の対象

一　ほうきリサイクルセンター工場棟 BF1

受水槽（15m^3）、加圧送水装置（エバラ 50MSN4 65.5×2 台）

二　ほうきリサイクルセンター工場棟 5F

高架水槽（6m³）

三　ほうきリサイクルセンター場外ポンプ場

受水槽（15m³×2槽）、加圧送水装置（エバラ 50MSN6 67.5×2台）

（２）点検周期　　１回／年

（３）点検内容

点検項目	内容
水槽の保守･点検	・水槽内部清掃及び腐食、損傷、漏水等の有無の確認 ・水槽内部の消毒
水質検査	・水槽清掃後に遊離残留塩素濃度の測定を行うこと。 ・給水栓における飲料水適合検査を行うこと。
加圧送水装置他の保守・点検	・加圧送水装置の腐食、損傷及び漏水の有無の確認並びに調整 ・配管設備の腐食、損傷及び漏水の有無の確認 ・バルブ、圧力計、流量計等の良否の確認 ・操作盤、警報装置等の良否の確認 ・その他異常箇所の有無の確認

（４）水槽内部の消毒要領

・消毒薬は有効塩素 50～100ppm の濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いること。

・消毒は水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けること。

・上記の方法により２回以上消毒を行うこと。

・消毒後の水洗い及び水槽内への上水の注入は、消毒後少なくとも３０分以上経過してから行うこと。

（５）水槽の清掃を行うに当たっての留意点

・作業者は常に健康状態であること。健康状態の不良のものは作業に従事させないこと。

・作業衣及び使用器具は、水槽清掃専用であること。また、作業衣及び使用器具の消毒を行い作業が衛生的に行われること。

・水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図ること。

・壁面等に付着した物質の除去は、水槽の材質に応じ適切な方法で行うこと。

５　中央制御装置（ＤＣＳ）保守業務

（１）業務場所　　ほうきリサイクルセンター

（２）点検項目

点検項目	内容	点検周期等
巡回点検	対象機器の稼動状態を定期診断し、異常個所や異常状態の早期発見及び修復の実施並びに効果的な定期点検のための情報収集・分析及び助言等事前に適切な処置を実施すること。	６回／年
緊急点検	対象機器の故障や機能低下等により障害が発生した場合、速やかに障害の修復を行うため技術者を派遣すること。	随　　時
緊急点検ホットライン	対象機器に障害が発生した場合、休日・夜間に関わらず２４時間緊急サービス窓口を利用できること。	業務期間中

（３）点検内容

点検箇所	点検項目	内容及び方法
LCN システム	各種情報 採取・解析	リアルタイムジャーナル イベントヒストリー ・システムステータス ・システムエラー ・システムメンテナンス情報 モジュールエラーサマリ

	目視点検	LCN ケーブル接続確認
ユニバーサルステーション（US）	目視点検	各カード・キーボード LED 点灯状態確認 外観、内部劣化、埃付着状態確認 システムケーブル接続確認
	冷却ファン動作確認	冷却ファンの動作確認
	清掃	US（タッチスクリーンの清掃）・CM10 CRT 画面の汚れ除去及び静電気防止剤の塗布 エアーフィルターの点検清掃
	CRT 点検	CRT フォーカス・輝度確認
UCN システム	各所情報 採取・解析	各ノードエラー来歴 UCN 通信エラー来歴
	目視点検	UCN ケーブル接続確認
周辺機器 （プリンタ等）	目視点検	機械部品、電子部品の目視点検
	清掃	プリンタ内部の清掃及び注油
	機能確認	運転画面の印字を行い、印字状態等の点検を行う
キャビネット	目視点検	LED 点灯状態確認
	清掃	エアーフィルターの点検清掃
	冷却ファン動作確認	冷却ファンの動作確認
カウンセリルング・技術相談		

（４）対象機器

対　象　機　器		台　数
MICRO　TDCS3000	システム	１式
	ユニット	１式
	MMIP(マンマシン・インタフェイスプロセッサ)	２台
	NIP(ネットワーク・インタフェイスプロセッサ)	１台
	HM(ヒストリモジュール)	１台
	AP(アプリケーションプロセッサ)	１台
	CP(上位通信プロセッサ)	１台
PM100	システム	１式
PM100 用モジュール	AI(アナログ入力モジュール)	１８台
	AO(アナログ出力モジュール)	８台
	DI(24V デジタル入力モジュール)	３０台
	DO(リレーデジタル出力モジュール)	２０台
	PI(パルス入力モジュール)	５台
	HMM(アナログマルチプレクサモジュール)	２台
	LMM(低レベルマルチプレクサモジュール)	２台
	RMM(測温抵抗体マルチプレクサモジュール)	３台
CM10	コンピュータモジュール	２台
キャビネット	電源(有)	４台
	電源(無)	２台
システムパック変換器	RTD/I 変換器	７台
	パルス変換器	１台
	mV/I 変換器	２８台
	POT/I 変換器	２６台
	アイソレーター	７台
ジャーナルステーション・プリンター装置		１式

（６）ほうきリサイクルセンター基幹的設備改良工事により本業務の対象機器及び点検内容に変更が

生じた場合、本業務に係る仕様変更協議を行う。なお、仕様変更後の業務については、乙が費用負担することとする。

6　特殊建築物等定期点検業務

（１）業務場所　　ほうきリサイクルセンター
（２）点検調査内容　　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第１２条による。
（３）点検年度　　平成２５年度

7　クレーン定期自主検査

（１）業務場所　　ほうきリサイクルセンター
（２）検査内容　　クレーン等安全規則（昭和４７年労働省令第３４号）第３４条及び第３５条による。

8　電気設備保安管理業務

（１）自家用電気工作物の概要

自家用電気工作物の名称	受電電圧	設備容量	予備発容量	蓄電設備	絶縁監視装置
ほうきリサイクルセンター	6.6 kV	2,935 kVA	290 kVA	１群	なし
クリーンランドほうき	6.6 kV	200 kVA	なし	なし	あり

（２）業務の区分及び周期（各自家用電気工作物毎）

区分	定義	周期	
		ほうきリサイクルセンター	クリーンランドほうき
絶縁監視	受注者は、甲の自家用電気工作物に絶縁監視装置を設置し、低圧電線路及び使用場所の設備の絶縁状態を、受注者の事業所等において監視する。	―	常時
月次点検	電気設備の使用状態において、特別の防護措置の必要なく容易に到達できる範囲内から、自家用電気工作物の劣化、消耗及び運転状態を点検する。	月１回以上	隔月１回以上
定期点検	電気設備の運転を停止して、主として日常点検で実施できない自家用電気工作物の劣化、消耗について点検するほか、測定、試験を行う。	年１回以上	年１回以上
臨時点検	自家用電気工作物の外観及び測定、試験記録値の経年劣化等に著しい兆候が見受けられた時、若しくは同類の機器等に欠陥等の異常が発生した時、あるいは異常気象時及び災害時（暴風・豪雨・洪水・豪雪・火災・地震等）の前後に、計画以外に点検、測定及び試験等を行い、異常の有無を調査すること。	必要の都度	必要の都度

（３）点検基準（各自家用電気工作物毎）

自家用電気工作物	実施項目	点検回数		備考
		ほうきリサイクルセンター	クリーンランドほうき	
電気設備全般	外部一般点検	月１回	隔月１回	

（共通事項）	外部精密点検	年１回	年１回	端子閉め付け点検含む。
	接地抵抗測定	年１回	年１回	
	絶縁抵抗測定	年１回	年１回	
開閉器・遮断器（共通事項以外）	動作試験	年１回	年１回	
変圧器（共通事項以外）	外観点検	月１回	年１回	
保安装置（継電器・警報器）（共通事項以外）	動作試験	年１回	年１回	
	警報･表示試験	年１回	年１回	

（４）点検業務の実施項目

区分	自家用電気工作物		実施項目	摘要
絶縁監視	低圧電線路及び使用場所の設備	配線及び機械器具	絶縁監視	設置費、通信費等は、受注者の負担とする。
月次点検	電気設備全般		外　部　点　検 (注)非常用予備電源装置については､外部点検以外に､発電装置は起動停止の状態を､蓄電池は電解液量をそれぞれ確認､点検を行う。	変圧器バンクごとの電圧･電流のチェック（配電盤等に計測器の取付けてあるもの)及び漏洩電流の測定を行う。
年次点検	受電設備	責任分界点となる開閉器引込口配線	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		配線	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		受配電盤	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		計器用変成器	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		保安装置(継電器)	外部精密点検 動作試験(表示・警報)	手動による(継電器のテストボタン等により作動させる。)
		高圧遮断器 高圧開閉器類	外部精密点検 絶縁抵抗測定 動作試験(表示･警報)	手動による(継電器のテストボタン等により作動させる。)
		変圧器	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		その他機器	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		接地装置	外部精密点検 ※接地抵抗測定	
	構内	電線路	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
	電線路	接地装置	外部精密点検	

			※接地抵抗測定	
	使用場所の設備	配線及び機械器具	外部精密点検 △絶縁抵抗測定	
		接地装置	外部精密点検 ※接地抵抗測定	
	非常用予備電源装置	発電装置	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		蓄電池装置	外部精密点検 絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定は充電器の電源電路のみ実施する。
		接地装置	外部精密点検 ※接地抵抗測定	
臨時点検	受配電盤		計器校正試験	誤差が大きく校正試験必要なとき実施する。
	保安装置		継電器動作特性試験及び遮断装置結合動作試験	
	高圧機器の絶縁油（変圧器等）		絶縁油点検	過負荷、短絡等の実績があり点検を必要とするとき実施する。
			絶縁油の絶縁耐力及び酸価試験	絶縁油点検の結果により実施する。
	非常用予備電源装置	発電装置	制御装置試験(シーケンス試験)	
		蓄電池装置	セル電圧、液比重、液温の測定	
	電気設備全般		外部点検	異常気象時及び災害時に被害の把握を重点に実施する。
	高圧遮断器 高圧開閉器		内部点検	

（注）１．年次点検で※を付した項目は過去の実績により，規定値を上回らないと判断される場合は，協議のうえ測定周期を延長することができる。
２．年次点検で△を付した項目は絶縁監視装置の作動状況を検討し絶縁状態が良好と判断される場合は、測定周期を延長できる。
３．外部精密点検には端子締付点検を含む。
４．ほうきリサイクルセンター基幹的設備改良工事により、甲の自家用電気工作物に変更が生じた場合、本業務に係る仕様変更協議を行う。なお、仕様変更後の業務については、乙が費用負担することとする。

（５）保安業務担当者の選任及び届出

一　甲の施設の各自家用電気工作物に保安業務担当者を選任し、甲に届け出なければならない。また、異動があった場合も同様とする。

二　甲の施設の各自家用電気工作物は電気主任技術者不選任承認事業所であり、保安業務担当者を甲の施設の各自家用電気工作物の電気主任技術者として中国四国産業保安監督部長へ届け出ること。なお、保安管理業務外部委託承認申請、電気主任技術者の選任・解任の届出等の手続き等に係る費用については、受注者の負担とする。

三　甲の施設の各自家用電気工作物における保安業務担当者の兼任は妨げない。

（６）保安業務担当者の資格要件

保安業務担当者の資格要件は第１種、第２種又は第３種電気主任技術者免状の交付を受けている技術者とする。

別　紙　7

薬品に関する特記仕様

（一般事項）

1　本仕様書は、甲の施設で使用する薬剤について必要な事項を定めるものである。
2　甲の施設の設備及び処理工程等を十分に熟知の上、適切な薬剤の納入に努めること。
3　薬品の数量は使用予定数量を上回り又は下回ることができる。
4　乙は、薬品の品質等について監督員の承諾を得ること。
5　薬剤の検査等については、納入時の立会、検査成績書及び濃度証明書等による確認のほか、必要があれば、薬剤処理後の排出物等の分析検査等を定期的に実施すること。
6　本仕様に定める事項を満たさない、又は監督員が不適当と認める薬剤については、取替えを行うこと。
7　納入薬剤により、甲の施設・設備等で関係諸法令違反、故障、破損等が発生したと認められるときは、乙の責により処理すること。
8　薬剤の容器については、乙が責任をもって処理すること。
9　本仕様に定めのない薬品及び仕様等については、監督員と協議の上定める。

（薬品に関する仕様）

1　活性炭入高比表面積消石灰

（１）用途　　排ガス処理用
（２）納入場所　　ほうきリサイクルセンター
（３）使用予定数量　　５８５，０００ｋｇ／３年間
（４）物理的成分
　①比表面積　　３０ ㎡/g 以上
　②平均粒子径　　２．９μｍ以上　　４．５μｍ以下
　③見掛比重　　０．３ g/mℓ 以上　０．４５ g/mℓ以下
　④活性炭配合率　　２％以上
　⑤動的比重　　４．０以下
（５）その他　　ろ過式集じん器ろ布の目詰まりが著しい場合、高比表面積消石灰成分の再調整が行えること。

2　セメント（ポルトランド）

（１）用途　　飛灰固化用
（２）納入場所　　ほうきリサイクルセンター
（３）使用予定数量　　３７２，０００ｋｇ／３年間

3　重金属固定剤

（１）用途　　ごみ焼却に伴い発生する焼却灰及び集じん灰中の重金属類の処理用
（２）納入場所　　ほうきリサイクルセンター
（３）使用予定数量　　１２９，０００ｋｇ／３年間
（４）薬剤の性状等
　①飛灰混練時に二硫化炭素及びアンモニアが発生しにくいもの。
　②集じん灰（飛灰）で３％以下、焼却灰で１％以下の薬剤添加量で、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令（昭和４８年総理府令第５号）に基づく判定基準

値を満たすこと。
③効果の確認のため、計量証明事業者により鉛の溶出試験を週１回実施すること。

４　塩化第Ⅱ鉄

（１）用途　　水処理用
（２）納入場所　　・ほうきリサイクルセンター
・クリーンランドほうき
（３）使用予定数量　　１３，８００ｋｇ／３年間（ほうきリサイクルセンター）
２８，３５０ｋｇ／３年間（クリーンランドほうき）
（４）規格　　３８％濃度・液体

５　苛性ソーダ

（１）用途　　水処理用
（２）納入場所　　・ほうきリサイクルセンター
・クリーンランドほうき
（３）使用予定数量　　１２，０００ｋｇ／３年間（ほうきリサイクルセンター）
２８，５００ｋｇ／３年間（クリーンランドほうき）
（４）規格　　２４％濃度・液体

６　炭酸ソーダ（粉体重灰）

（１）用途　　水処理用
（２）納入場所　　クリーンランドほうき
（３）使用予定数量　　１０３，５００ｋｇ／３年間
（４）荷姿　　５００kg／袋（フレコンバッグ）

７　硫酸

（１）用途　　水処理用
（２）納入場所　　クリーンランドほうき
（３）使用予定数量　　１３，２００ｋｇ／３年間
（４）規格　　２０％濃度・液体

８　過酸化水素水

（１）用途　　水処理用
（２）納入場所　　クリーンランドほうき
（３）使用予定数量　　１２０ｋｇ／３年間
（４）規格　　３５％濃度・液体

９　クエン酸

（１）用途　　水処理用
（２）納入場所　　クリーンランドほうき
（３）使用予定数量　　２２５ｋｇ／３年間

１０　カルシウム分散剤

（１）用途　　水処理用
（２）納入場所　　クリーンランドほうき
（３）使用予定数量　　１，１８０ｋｇ／３年間

１１　リン酸

（１）用途　　水処理用
（２）納入場所　　クリーンランドほうき
（３）使用予定数量　　１３８ｋｇ／３年間
（４）規格　　７５％濃度・液体

１２　凝集助剤

（１）用途　　水処理用
（２）納入場所　　・ほうきリサイクルセンター
・クリーンランドほうき
（３）使用予定数量　　３０ｋｇ／３年間（ほうきリサイクルセンター）
１０５ｋｇ／３年間（クリーンランドほうき）

１３　脱水助剤

（１）用途　　水処理用
（２）納入場所　　クリーンランドほうき
（３）使用予定数量　　９０ｋｇ／３年間

１４　滅菌剤

（１）用途　　水処理用
（２）納入場所　　ほうきリサイクルセンター
（３）使用予定数量　　１５ｋｇ／３年間

１５　次亜塩素カルシウム

（１）用途　　水処理用
（２）納入場所　　クリーンランドほうき
（３）使用予定数量　　４５ｋｇ／３年間

１６　防臭剤

（１）用途　　防臭用
（２）納入場所　　ほうきリサイクルセンター
（３）使用予定数量　　４３５ℓ／３年間

１７　総合水処理剤

（１）用途　　クーリングタワー水処理用
（２）納入場所　　ほうきリサイクルセンター
（３）使用予定数量　　８４個／３年間

別　紙　8

施設整備年次計画（案）

【ほうきリサイクルセンター】

設備機器				整備実績			今後の整備計画		
				21	22	23	24	25	26
Ⅰ	**受入供給設備**								
1)	ごみ計量機	載台	1基	●		●		●	
		ロードセル	1基	●		●		●	
		計量装置	1基	●		●		●	
		データ処理装置	1基	●		●		●	
2)	ごみクレーン	バケット	2基	●	●	●	●		●
		巻上げ装置	2基	●	●	●	●		●
		走行装置	2基	●	●	●	●		●
		横行装置	2式	●	●	●	●		●
		電動機	2式	●	●	●	●		●
		ワイヤーロープ	2式	●	●	●	●		●
		荷重計	1式	●	●	●	●		●
		ケーブルリール	2式	●	●	●	●		●
		巻上げ、横・走行リミットスイッチ	2基	●	●	●	●		●
		コントローラ	2基	●	●	●	●		●
		表示灯、照明灯	2基	●	●	●	●		●
		制御盤/抵抗器	2基	●	●	●	●		●
		走行レール、横行レール	2式	●	●	●	●		●
		クレーンガーダー	2式	●	●	●	●		●
3)	可燃性粗大ごみ破砕機	油圧せん断式破砕機	1基						
		切断シリンダー	1式						
		押えシリンダー	1基						
		送りプッシャー							
4)	可燃性粗大ごみ破砕機油圧ユニット	油圧ポンプ	1基						

		油タンク	1基						
5)	可燃性粗大ごみコンベヤ		1基						
Ⅱ	**燃焼設備**								
1)	給じん装置	プッシャー先端金物	2基	●	●	●	●	●	●
		フィードテーブル先端金物	2基	●	●	●	●	●	●
		シュート部ライナー先端金物	2基	●	●	●	●	●	●
		ローラー及びレール	2基	●	●	●	●	●	●
		摺動部メタル	2基	●	●	●	●	●	●
		油圧シリンダ	2基	●	●	●	●	●	●
		油圧マニホールド	2基	●	●	●	●	●	●
		水冷ジャケット	2基	●	●	●	●	●	●
2)	燃焼装置	火格子	2基	●	●	●	●		
		駆動装置	2基	●	●	●	●		
		油圧シリンダー	2基						
		油圧マニホールド	2基	●	●	●			
		サイドシール金物	2基	●	●	●	●		
3)	焼却炉金物	前部シール金物	2基	●	●	●	●		
		後部シール金物	2基	●	●	●	●		
		中央仕切金	2式	●	●	●	●		
		サイドシール金物	2基	●	●	●	●		
4)	可動ガーダ，固定ガーダ	可動ガーダ	2基	●	●	●	●		
		可動ガーダ受けローラ	2基	●	●	●	●		
		固定ガーダ	2基	●	●	●	●		
5)	焼却炉耐火物	局部補修	2式	●	●	●	●	●	●
		ホッパーシュート	2式						
		燃焼室	2式	●	●	●	●	●	●
		中間天井	2式	●				●	●
		空冷壁	2式						
		ガス混合室	2式	●	●	●	●	●	●

		主灰シュート	2式						
		副煙道	2基						
		落差壁	2基						
6)	ガス冷却室本体耐火物		2基	●	●	●	●	●	●
Ⅲ	**通風設備**								
1)	押込送風機（ＦＤＦ）	入口ダンパ	2基	●					
		入口ダンパ電油操作器	2基	●					
2)	二次送風機（ＣＤＦ）	入口ダンパ	2基	●					
		入口ダンパ電油操作器	2基	●					
3)	誘引送風機（ＩＤＦ）	入口ダンパ	2基	●					
		入口ダンパ電油操作器	2基	●					
		誘引送風機制御盤(VVVF)	2基	●					
4)	炉壁冷却用送風機（ＷＣＤＦ）	入口ダンパ	2基	●					
5)	白煙防止用送風機	入口ダンパ	2基	●					
Ⅳ	**灰出し設備**								
1)	灰コンベヤ		2基						
2)	灰押出機		2基		●	●	●	●	●
3)	灰搬送コンベヤ		2基						
4)	灰クレーン	巻上げ装置	1基		●	●	●		●
		走行装置	1基		●	●	●		●
		横行装置	1基		●	●	●		●
		電動機	1基		●	●	●		●
		ワイヤロープ	1基		●	●	●		●
		荷重計	1基		●	●	●		●
		ケーブルリール	1基		●	●	●		●
		巻上げ、横・走行リミットスイッチ	1基		●	●	●		●
		コントローラ	1基		●	●	●		●
		表示灯、証明灯	1基		●	●	●		●
		制御盤/抵抗器盤	1基		●	●	●		●

		走行レール、横行レール	1基		●	●	●		●
		クレーンガーダー	1基		●	●	●		●
5)	ダスト固化装置	混練造粒機	1基	●	●	●	●	●	●
		ダスト固化装置集じん装置集じん機	1基						
6)	主灰シュート		2基		●	●			
Ⅴ	**雑設備**								
1)	計装用空気圧縮機		2基		●	●	●	●	●
2)	雑用空気圧縮機		1基		●	●	●	●	●
Ⅵ	**電気設備**								
1)	非常用発電設備	発電機	1基			●	●		●
		原動機	1面			●	●		●
2)	無停電電源装置	発電機盤	1面			●	●		●
		蓄電池盤	1基						
		蓄電池	1基						
		整流器	1基						
Ⅶ	**計装設備**								
1)	ごみクレーン 自動運転制御装置	自動運転操作盤	1基		●				
		操作盤	2式		●				
		インバータ盤	2面		●				
2)	自動燃焼制御装置	演算ユニット	1式						
		インターフェイス制御装置	1式						
3)	排ガス流量計		1式	●	●	●	●	●	●
4)	HCL、ばいじん量計		1式	●	●	●	●	●	●
5)	NO_x、SO_2、CO、O_2分析計		1式	●	●	●	●	●	●
6)	DCS システム	オペレータコンソール	1式		●				
		共通コンソール	2基		●				
		プロセスコントロールステーション	2基		●	●			
		ジャーナルステーション	2基		●				
		フィールド機器	1式		●	●			

Ⅷ	**不燃設備**								
1)	粗大受入コンベヤ		1基						
2)	不燃受入コンベヤ		1基						
3)	供給フィーダ		1基		●		●		●
4)	破砕機	各部計測・点検	1基	●	●	●	●	●	●
		ハンマー取替等	1基	●	●	●	●	●	●
		カッティングバー反転	1基	●	●	●	●	●	●
		ライナー取替	1式	●	●	●	●	●	●
		ローター外周部ライナー取替	1式	●	●	●	●	●	●
		ローター各部浸透探傷簡易検査	1基	●	●	●	●	●	●
		無負荷運転確認・調整	1基	●	●	●	●	●	●
5)	磁性物減容機		1式						
6)	アルミ減容機		1式						
7)	振動コンベヤ		1式						
8)	NO.1破砕物搬送コンベヤ		1基		●				
9)	NO.2破砕物搬送コンベヤ		1基						
10)	粗大磁性物コンベヤ		1基						
11)	粗大アルミ搬送コンベヤ		1基						
12)	不燃NO.1アルミ搬送コンベヤ		1基						
13)	不燃NO.2アルミ搬送コンベヤ		1基						
14)	可燃搬送コンベヤ		1基						
15)	不燃搬送コンベヤ		1基						
16)	手選別搬送コンベヤ		1基						
17)	粗大磁選機		1基						
18)	不燃磁選機		1基						
19)	不燃物分別装置		1基						
20)	粗大アルミ選別機		1基						
21)	不燃アルミ選別機		1基						
22)	手選別コンベヤ		1基						

23)	サイクロン		1基						
24)	破砕機モータ		1台						
25)	炎検知装置		1式		●	●	●		●
26)	ガス検知器		1式	●	●	●	●	●	●
Ⅸ	**余熱利用設備**								
1)	燃焼及び白煙防止用空気予熱器		2基	●	●	●			

【クリーンランドほうき】

Ⅹ	**浸出水処理施設**								
1)	漏水検知システム	操作端末（PC）	1式			●			●
		制御（測定）機器	1式			●			●
		センサーDDS 保守点検	1式			●			●
2)	No.1～No.3 調整槽ブロワ		3台		●		●		●
3)	No.1～No.2 第１汚泥引抜ポンプ		2台						
4)	No.1～No.2 曝気ブロワ		2台		●		●		●
5)	No.1～No.2 第２汚泥引抜ポンプ		2台						
6)	ろ過器		1式						
7)	DXN 類分解装置	オゾン発生装置	1台						
		コンプレッサ	2台		●		●		●
		ダイオキシン分解装置	1基				●		
		オゾンモニタ	1基						
8)	No.1～No.2 活性炭吸着塔		2式	●		●		●	
9)	No.1～No.2 濃縮汚泥ポンプ		2台			●			●
10)	No.1～No.2 汚泥貯槽ブロワ		2台		●		●		●
11)	No.1～No.2 汚泥供給ポンプ		2台			●			●
12)	脱水機		1台	●				●	
13)	集中監視装置		1式			●			●

平成 21 年度～平成 23 年度　設備機器点検整備等実績

【ほうきリサイクルセンター】

平成２１年度

１整備項目	（１）計量機点検整備 （２）ごみクレーン点検整備 （３）焼却炉点検整備 （４）焼却炉耐火物補修 （５）ダスト安定化装置点検整備 （６）通風設備点検整備 （７）排ガス流量計点検整備 （８）塩化水素濃度計点検整備 （９）ばいじん計点検整備 (10) ガス分析計点検整備 (11) 破砕機点検整備 (12) ガス検知器点検整備 (13) 燃焼及び白防用空気予熱器補修
２整備内容 (型式・数量等)	（１）ごみ計量機点検整備 ア　型式　ロードセル４点支持式 ・秤量　20ｔ　　・最小目盛　10kg ・精度　　10t 以下　±10kg　　10ｔ超　±15kg ・積載台寸法　　W 3000mm × L 7500mm イ　点検整備項目 ・トラックスケール点検整備 ・計量部点検 ・ごみ計量機定期検査 （２）ごみクレーン点検整備 ア　型式　クラブバケット付天井走行クレーン イ　点検整備項目 ・機器及び本体関係点検（１号、２号共） ・走行、横行、支持、開閉装置点検（１号、２号共） ・ブレーキ、リミットスイッチ類点検（１号、２号共） ・電気設備関係点検（１号、２号共） ・油圧バケット点検整備（１号、２号共） ・性能検査受験立会い（１式） （３）焼却炉点検整備（２炉） ア　型式　ＮＫＫ式往復動水平火格子 ・構造　固定及び可動火格子構造 ・主要寸法　L6280mm×W3200mm ・火格子面積　22.34m2（給塵装置分 2.24m2 を含む。） ・火格子燃焼率　186.5kg/m2・h ・駆動方法　油圧シリンダー駆動 イ　点検整備項目 ・炉内清掃（火格子上粗清掃は除く。） ・火格子点検 ・後部落差金物及びシール板　清掃点検整備 ・中央仕切金物点検

	・サイドシール金物　清掃点検整備 ・可動ガーダ受けローラー　　清掃点検整備・摩耗損傷部取替 ・火格子簡易清掃 ・駆動ロッド部　清掃点検整備・摩耗損傷部取替 ・ガーダ・隔壁シール材点検整備 ・試運転・ストローク調整・各部計測 （４）焼却炉耐火物補修（２炉） ア　本体型式 ・ＤＧ型－ＨＧ２回流式ハイパー火格子焼却炉 イ　点検整備項目 ・炉内足場掛払 ・炉内耐火物等定期補修 ・焼却炉耐火物補修 ・膨張目地取替 ・各部計測・炉幅計測 （５）ダスト安定化装置点検整備（１基） ア　型式 ・振動式連続混練造粒機　ＶＭＰＣ－３００ ・処理能力　1.0ｔ/ｈ ・加振力電動機　6.5KW×2 台 イ　点検整備項目 ・飛灰飛散防止養生 ・内部清掃 ・混練棒抜出 ・各部固着物ケレン清掃 ・セルライナー取替 ・各部消耗部品等取替整備 ・各部計測・試運転 （６－１）誘引送風機点検整備（２台） ア　型式　　ミツヤターボファン　ＰＦＤ♯14―6Ｂ ・電動機　240ＫＷ　6Ｐ　３φ　440Ｖ　60Ｈｚ イ　点検整備項目 ・電動機整備（内部清掃含む。） ・送風機整備（軸受ベアリング等交換） ・カップリング用ボルト・ブッシュ交換 ・芯出し調整・電源線の離線並びに復旧 ・試運転確認・調整 （６－２）白煙防止用送風機点検整備（２台） ア　型式　　ミツヤターボベンファン　ＴＶＣ♯8―8Ｂ ・電動機　110ＫＷ　4Ｐ　440Ｖ　60Ｈｚ イ点検整備項目 ・電動機整備（内部清掃含む。） ・送風機整備（軸受ベアリング等交換） ・カップリング用ボルト・ブッシュ交換 ・芯出し調整・電源線の離線並びに復旧 ・試運転確認・調整

	（６－３）押込送風機点検整備（２台） ア　型式　　ミツヤターボベンファン　ＴＶＡ＃5　1/2―8 ・電動機　30ＫＷ　4Ｐ　440Ｖ　60Ｈｚ イ　点検整備項目 ・電動機整備（内部清掃含む。） ・送風機整備（軸受ベアリング等交換） ・カップリング用・ブッシュ交換 ・芯出し調整・電源腺の離線並びに復旧 ・試運転確認・調整 （６－４）二次送風機点検整備（２台） ア　型式　　ミツヤターボベンファン　ＴＶＣ＃4　1/2―8 ・電動機　15ＫＷ　4Ｐ　440Ｖ　60Ｋｚ イ　点検整備項目 ・電動機整備（内部清掃含む。） ・送風機整備（軸受ベアリング等交換） ・カップリング用ボルト・ブッシュ交換 ・芯出し調整・電源線の離線並びに復旧 ・試運転確認・調整 （６－５）炉壁冷却用送風機点検整備（２台） ア　型式　　ミツヤターボファン　ＰＦＣ＃6―7 ・電動機　15ＫＷ　4Ｐ　440Ｖ　60Ｈｚ イ　点検整備項目 ・電動機整備（内部清掃含む。） ・電動機（軸受交換） ・芯出調整・電源線の離線並びに復旧 ・試運転確認・調整 （７）排ガス流量計点検整備 ア　構成　計量部　ＦＩＨ挿入式タービンメーター（２台） 　　発信部　パルス変換器（２台） イ　点検整備項目 ・計量部点検整備 ・発信部点検整備 ・各部消耗部品取替整備 （８）塩化水素濃度計点検整備（２台） ア　型式　ＨＬ－３６ ・イオン電極式（0～100/1000ppm　2ﾚﾝｼﾞ手動切替） イ　点検整備項目 ・各部点検整備 ・各部消耗部品取替整備 （９）ばいじん計点検整備（２台） ア　型式　ＨＤ－２６ 　近赤外光散乱方式（0.00～1000mg/㎥N） イ　点検整備項目 ・各部点検整備 ・各部消耗部品取替整備

	（10）　ガス分析計点検･整備　（２台） ア　構成 ・CO 計　　（ZRG5BCY2-0B0HB-YY0YCFY　0～200ppmCO） ・NO_X･SO_2計　（ZRG6FCC2-0B0JB-YY0YCFY　0～200ppmNO　0～200ppmSO2） ・O_2計　　（ZFK4YY13-1　0～25%O2） ・サンプリングシステム イ　点検整備項目 ・ＣＯ計点検整備（１号、２号共） ・$ＮＯ_X$・$ＳＯ_2$計点検整備（１号、２号共） ・$Ｏ_2$計点検整備（１号、２号共） ・サンプリングシステム点検整備（１号、２号共） ・各部消耗部品等取替 （11）　破砕機点検整備（１基） ア　破砕機型式　衝撃せん断併用回転式（シュレッダタイプ） ・処理能力　　4t/h　　・供給口　　w1200mm×h1100mm ・ローター径　　φ1380mm　・ローター巾　　1235mm ・電動機型式　　TIM-DBK-D　200KW×6P×6600V イ　点検整備項目 ・各部計測・点検 ・ハンマー取替等 ・カッティングバー反転 ・ライナー取替 ・ローター各部浸透探傷簡易検査 ・無負荷運転確認・調整 （12）ガス検知器点検整備（2 台） ア　型式　ＶＺ－1－2 イ　点検整備項目 ・外観構造検査 ・作動試験 ・整備部品取替 （13）燃焼及び白防用空気予熱器（１基） ア　点検整備項目 ・飛灰飛散防止養生 ・燃焼及び白防用空気予熱器補修

３整備部品 （主な整備部品）	(1) ごみクレーン点検整備 ・走行レール隙間補修材　　1 式 ・シーケンサ電池　　2 組 ・吊チェーン　　1 組 ・吊下げ金具-C　　1 組 (2) 給じん装置点検整備部品 ・プッシャ本体ローラ　　8 個 ・フィードテーブル先端金物　22 個 ・シュート部ライナー先端金物取付金具　16 個 (3) 焼却炉点検整備部品 ・可動ガーダ受けローラ完備品　36 組 ・火格子駆動装置球面ブッシュ　8 個 ・火格子駆動装置デバメタル　　16 個 ・火格子駆動装置ピン　　8 本 ・火格子駆動装置伸縮継手（ファスナー付）　8 本 ・マンホールパッキン　　8 枚 ・火格子連結ボルト・ナット　1.152 組 ・可動火格子　238 個 ・固定火格子　330 個 ・固定火格子（シース取付用）6 個 ・NO.2 サイドシール金物（左）　1 個 ・NO.2 サイドシール金物（右）　2 個 ・NO.4 サイドシール金物（左）　2 個 ・NO.4 サイドシール金物（右）　3 個 ・NO.5 サイドシール金物（左）　2 個 ・NO.5 サイドシール金物（右）　2 個 ・NO.7 中央仕切金物　2 個 ・NO.8 中央仕切金物　1 個 (4) 焼却炉耐火物補修材料 ・ファインフレックスロープ　280m ・ファインフレックスバルクファイバー　100kg ・ファイバーキャスト　14 缶 ・耐火キャスタブル　800 kg ・耐火キャスタブル　10,000 kg ・チェーンリンク　1 式 ・耐火キャスタブル　8,400 kg ・断熱キャスタブル　1,200 kg ・シリカボード　1 式 ・アンカー金物　1 式 (5) ろ過式集じん機点検整備部品 ・耐熱塗料　２缶 ・煙道補修材料　１枚 ・サンプリング用ろ布　2 個 (6) 灰クレーン点検整備部品 ・巻上ブレーキ　1 個 ・ブレーキ電源ユニット　1 個 ・巻上モータカーボンブラシ　1 個 (7) 灰クレーン油圧バケット点検整備部品 ・油圧ポンプ　1 台 ・電磁切換弁　1 個 ・油圧シリンダー　2 本

	・リリーフ弁　1個 ・チェーンカップリング　1組 ・高圧ゴムホース　1式 ・パッキン・0リング　1式 ・メインピン用軸受メタル　4組 ・コネクチングバー　1本 (8) 灰搬送コンベヤ及び灰分散機更新部品 ・灰搬出コンベヤ完備品　1基 ・灰分散機完備品　1基 (9) ダスト安定化装置点検整備部品 ・セルライナー　1個 ・ロッド　15本 ・出口フランジ　1個 ・出口フランジライナー　1枚 ・タイミングベルト　1本 (10) 排ガス流量計点検整備部品 ・変換器　2個 (11) 塩化水素濃度計点検整備部品 ・検出電極　2組 ・試薬ポンプ用カセット　2個 ・エアーポンプ　2台 ・加熱導管用リレー　2個 ・逆止弁ダイヤフラム　2枚 ・電磁弁ダイヤフラム　6枚 ・自動校正用等価液ポンプ用チューブ　2本 (12) ばいじん計点検整備部品 ・デジタルパネルメータ　4個 ・フィン付ヒータ　2個 ・サーモスタット（１５０℃）　2個 (13) ガス分析計点検整備部品 ・ガス採集器用金網フィルタ　2枚 ・ミストフィルタエレメント　2本 ・吸引器用ダイヤフラム弁　2枚 ・吸引器用ダイヤフラム膜　2枚 ・調圧弁用ダイヤフラム(ジスク一体)　2枚 ・ガスコンバータ用触媒ASSY　2組 (14) 雑用空気圧縮機点検整備部品 ・セパレータエレメント　2組 ・エアーエレメント　2個 ・オイルフィルタ　2個 ・ダイヤフラム　4個 ・ベアリング　4個 ・圧力調整弁中身キット　2組 ・ゲージ（Ｏリング付）　2組 ・オイルリターンエレメント（Ｏリング付）　2組 ・5Kバルブ(0リング付)　2組 ・ＳＶ２ピストンキット　2組 ・ＳＶ１ダイヤフラムキット　2組 ・サーモスタットバルブ（Ｏリング付）　2組 ・オイルクーラー　1組 (15) 計装用空気圧縮機点検整備部品

	・エアークリーナエレメント　2個 ・水フィルター　2個 ・ダイヤフラム　4個 ・エアーフィルタ　2個 ・５ｋバルブ（Ｏリング付）　2個 ・圧力調整弁中身キット　2組 ・ゲージチューブ　2個 ・バルブ（Ｏリング付）　2個 ・レベルスイッチ（Ｏリング付）　2組 ・ＳＶ１ダイヤフラムキット　2組 ・ＳＶ１プランジャーキット　2組 ・ＳＶ２ピストンキット　2組 ・ＳＶ２プランジャーキット　2組 ・自動給水プランジャー　2組 ・自動給水ダイヤフラム　2組 ・自動排水プランジャー　2組 ・パッキンセット　2組 (16) 破砕機点検整備部品 ・ハンマー大　12個 ・ハンマーピン　2本 ・ロータ外周部ライナー　8組 (17) ガス検知器点検整備部品 ・二重フィルタ　2個 ・シリコン除去材　1式 ・セラミックフィルタ　2個 (18) 白煙防止用空気予熱器補修材料 ・耐熱塗料　2缶 ・補修材料　2式 (19) 単品購入 ・油圧シリンダー　1組 ・割りピン　20個 ・平座金（みがき）　20枚 ・ピン　10本 ・プレート　10枚 ・エプロン　5個

平成２２年度

１整備項目	（１） ごみクレーン点検整備 （２） 焼却炉点検整備 （３） 焼却炉耐火物補修 （４） 主灰シュート更新整備 （５） 灰押出器点検整備 （６） ダスト安定化装置点検整備 （７） 灰クレーン点検整備 （８） 排ガス流量計点検整備 （９） 塩化水素濃度計点検整備 (10) ばいじん計点検整備 (11) ガス分析計点検整備 (12) ＤＣＳ及びフィールド機器点検整備 (13) 雑用空気圧縮機点検整備 (14) 計装用空気圧縮機点検整備 (15) 燃焼及び白防用空気予熱器補修 (16) 供給フィーダ点検整備 (17) 破砕機点検整備 (18) No.1 破砕物搬送コンベヤ (19) ガス検知器点検整備 (20) 炎検知器点検整備 (21) 性能状況検査
２整備内容 (型式・数量等)	（１）ごみクレーン点検整備 ア　型式　クラブバケット付天井走行クレーン イ　点検整備項目 ・巻上減速機点検整備（取外） ・巻上ブレーキ点検整備（ライニング取替） ・巻上減速機用点検パッキン取替 ・巻取機用点検整備（カーボンブラシ取替） ・巻上用ワイヤーロープ取替 ・巻上減速用潤滑油交換 ・巻上モーター改造（予備機） ・過速度開閉器側オイルシール交換 ・巻上電動機点検整備（１号機） ・バケット給電ケーブル保護ローラ取替 ・走行給電キャリア用ベアリング交換 ・試運転・調整 （２）焼却炉点検整備（２炉） ア　型式　ＮＫＫ式往復動水平火格子 ・構造　固定及び可動火格子構造 ・主要寸法　L6280mm×W3200mm ・火格子面積　22.34 ㎡（給塵装置分 2.24 ㎡を含む。） ・火格子燃焼率　186.5kg/m2・h ・駆動方法　油圧シリンダー駆動 イ　点検整備項目 ・炉内清掃 ・火格子連結調整 ・後部落差金物及びシール板　清掃点検整備 ・中央仕切金物　清掃点検整備・摩耗損傷部取替 ・サイドシール金物　清掃点検整備・摩耗損傷部取替

	・可動ガーダ受けローラー　　清掃点検整備・摩耗損傷部取替 ・火格子下簡易清掃 ・駆動ロッド部　清掃点検整備・摩耗損傷部取替 ・ガーダ・隔壁シール部　清掃点検整備 ・試運転・各部調整・各部計測 （３）焼却炉耐火物補修（２炉） ア　本体型式　　ＤＧ型－ＨＧ　２回流式ハイパー火格子焼却炉 イ　点検整備項目 ・炉内足場掛払 ・炉内耐火物等定期補修（焼却炉） ・焼却炉・ガス混合室損傷部等補修 ・膨張目地取替 ・各部計測・炉幅計測 ・１、２号焼却炉耐火物補修箇所 （４）主灰シュート更新（1 基） ア　点検整備項目 ・飛灰飛散防止養生 ・旧品解体・搬出・清掃 ・新品搬入・組立・塗装 （５）灰押出機点検整備（２基） ア　型式　　灰押出機　処理能力　1.0ｔ/h イ　点検整備項目 ・各部点検整備 ・内部清掃 ・ライナー・ケーシング等計測 ・各部補修 （６）ダスト安定化装置点検整備（１基） ア　型式　振動式連続混練造粒機　ＶＭＰＣ－３０　処理能力　1.0ｔ/ｈ 　　加振力電動機　6.5KW×2 台 イ　点検整備項目 ・飛灰飛散防止養生 ・開放・混練棒抜出・内部清掃 ・セルライナー取替 ・各部消耗部品取替等整備 ・部計測・試運転 （７）灰クレーン点検整備（１基） ア　型式　　電動油圧クラブバケット付天井走行クレーン ・定格荷重　1.0ｔ　・吊上荷重　2.７ｔ ・バケットつかみ量　1.0㎥（締切り容量） ・バケット型式　油圧式クラムシェル型 ・径間　　1.9m　・揚程　　12.1m ・巻上電動機型式　440Ｖ×6Ｐ×15ＫＷ ・走行電動機型式　440Ｖ×4Ｐ×1.5ＫＷ ・開閉電動機型式　440Ｖ×4Ｐ×5.5ＫＷ イ　点検整備項目 ・機器及び本体関係点検 ・走行、支持、開閉及び、巻上装置点検

・ブレーキ及び、リミットスイッチ類点検
・電気設備関係点検
・油圧バケット簡易点検
・各部計測・試運転

（８）排ガス流量計点検整備（2 台）
ア　構成　計量部　ＦＩＨ挿入式タービンメーター（２台）
　　発信部　パルス変換器（２台）
イ　点検整備項目
・計量部点検整備
・発信部点検整備
・各部消耗部品取替整備

（９）塩化水素濃度計点検整備（２台）
ア　型式　ＨＬ－３６
・イオン電極式（0～100/1000ppm　2ﾚﾝｼﾞ手動切替）
イ　点検整備項目
・各部点検整備
・各部消耗部品取替整備

（10）ばいじん計点検整備（２台）
ア　型式　ＨＤ－２６
・近赤外光散乱方式（0.00～1000mg/m^3N）
イ　点検整備項目
・各部点検整備
・各部消耗部品取替整備

（11）ガス分析計点検･整備　（２台）
ア　構成
・CO 計　　（ZRG5BCY2-0B0HB-YY0YCFY　0～200ppmCO）
・NO_X･SO_2計　（ZRG6FCC2-0B0JB-YY0YCFY　0～200ppmNO　0～200ppmSO2）
・O_2計　　（ZFK4YY13-1　0～25%O2）
・サンプリングシステム
　イ　点検整備項目
・ＣＯ計点検整備（１号機及び、２号機）
・$ＮＯ_X$・$ＳＯ_2$計点検整備（１号機及び、２号機）
・$Ｏ_2$計点検整備（１号機及び、２号機）
・各部消耗部品等取替
（12）ＤＣＳ及びフィールド機器点検整備（１式）
ア　機器の構成
・MICRO　TDCS3000（1 式）
・PM100（プロセスマネジャー）システム　１式
・PM100 用モジュール　　８８台
・キャビネット　　６台
・電子式差圧発信器　　２４台
・コントロールバルブ　　６台
・システムパック変換器　　６９台
・圧力指示警報器　　１０台
・圧力指示計　　１３台
・流量計　　９台
・液面計　　１０台

・温度計　　３６台
イ点検整備項目
・MICRO　TDCS3000 システム点検整備
・MICRO　TDCS3000 ユニット点検整備
・MMIP 点検整備
・NIP、HP、AP、CP 点検整備
・UCN システム点検整備
・PM100 点検整備
・PM100 システム点検整備
・PM100 モジュール点検整備
・CM10 点検整備
・キャビネット点検整備
・電子式差圧発信機点検整備
・コントロールバルブ点検整備
・システムパック変換器点検整備（RTD/I 変換器、パルス変換器、mV/I 変換器、POT/I 変換器、アイソレーター）
・圧力指示警報器点検整備
・圧力指示計点検整備
・面積式流量計点検整備
・容積式流量計点検整備
・フリクト式液面計点検整備
・電極式液面計点検整備
・容積式液面計点検整備
・温度計点検整備
・各部支給品取替
(13)雑用空気圧縮機点検整備（２台）
ア　型式　　スクリュー回転形油冷１段圧縮式　Ｚ７５Ｗ
・吐出量　　10N ㎥/min　　・吐出圧力　　7kg/c ㎡G
・電動機　　440V×2P×75KW
イ　点検整備項目
・各部点検整備（１号機及び２号機）
・各部消耗部品取替（１号機及び２号機）
・オイル交換（１号機及び２号機）

（14）計装用空気圧縮機点検整備（２台）
ア　型式　　スクリュー回転式１段圧縮式　ＺＵ１１６Ａ３
・吐出量　　1.13N ㎥/min　　・吐出圧力　　7kg/c ㎡G
・電動機　　440V　4P　11KW
イ　点検整備項目
・各部点検整備（１号機及び２号機）
・各部消耗部品取替（１号機及び２号機）

（15）燃焼及び白防用空気予熱器（1 基）
ア　点検整備項目
・飛灰飛散防止養生
・燃焼及び白防用空気予熱器補修

（16）供給フィーダー点検整備（1 基）
ア　型式　キャタピラー式特殊フィーダー
・フィーダー巾　1180mm
・機　　長　1960mm

	イ　点検整備項目 ・キャタピラー清掃点検 ・キャタピラー張調整 ・駆動チェーン張調整 ・スプロケット摩耗点検 （17）破砕機点検整備（１台） ア　破砕機型式　衝撃せん断併用回転式（シュレッダタイプ） ・処理能力　4t/h　・供給口　w1200mm×h1100mm ・ローター径　φ1380mm　・ローター巾　1235mm ・電動機型式　TIM-DBK-D　200KW×6P×6600V イ　点検整備項目 ・各部計測・点検 ・ハンマー取替等 ・カッティングバー反転 ・ライナー取替 ・ローター各部浸透探傷検査 （18）No.1 破砕物搬送コンベヤ点検整備（1 台） ア　型式　垂直エプロンコンベヤ ・搬送能力　3.4ｔ ・コンベヤ巾　600mm ・水平機長　10,450mm ・揚程　18,650mm イ　点検整備項目 ・コンベヤチェーン点検 ・コンベヤバケット点検 ・レール摩耗点検 ・上局部上下レール点検 ・駆動チェーン張調整 （19）ガス検知器点検整備（１台） ア　型式　ＶＺ－１－９ イ　点検整備項目 ・外観構造検査 ・作動試験 ・整備部品取替 （20）炎検知器点検整備（１台） ア　型式　紫外線方式炎検知器　６５２ イ　点検整備項目 ・カメラ部清掃点検 ・作動試験 （21）ほうきリサイクルセンター性能状況調査 ア　調査項目（報告） ・処理条件と処理効果の考察 ・プラント性能の診断及び評価
３整備部品	(1) ごみクレーン点検整備

(主な整備部品)	・巻上電動機整備部品　　1 式 ・たわみ軸継手用ボルト　　20 組 ・巻上用電磁ブレーキ用ライニング　4 組 ・走行・横行ケーブルキャリア用車輪　30 組 ・巻上減速機点検口パッキン　2 組 ・巻取機用カーボンブラシ　48 個 ・巻上用ワイヤーロープ　4 本 ・給電ケーブル保護ローラ　2 本 ・走行給電ケーブルキャリア用ベアリング　4 個 ・加速度開閉器側オイルシール　2 組 (2) 焼却炉点検整備部品 ・可動ガータ受けローラ本体・ローラピン　36 組 ・火格子駆動装置球面ブッシュ　8 個 ・火格子駆動装置デバメタル　　16 個 ・火格子駆動装置ピン　　8 本 ・火格子駆動装置伸縮継手（ファスナー付）　8 本 ・マンホールパッキン　　8 枚 ・火格子連結ボルト・ナット　800 組 ・隔壁シール部補修材　1 式 ・固定火格子　56 個 ・固定火格子（シース取付用）2 個 ・NO.2 サイドシール金物　2 個 ・NO.4 サイドシール金物（左）　2 個 ・NO.4 サイドシール金物（右）　2 個 ・NO.5 サイドシール金物（左）　2 個 ・NO.5 サイドシール金物（右）　2 個 ・NO.7 中央仕切金物　2 個 ・NO.8 中央仕切金物　2 個 ・後部耐熱金物　8 個 (3) 焼却炉耐火物補修材料 ・ファインフレックスロープ　200m ・ファインフレックスバルクファイバー　100kg ・ファイバーキャスト　16 缶 ・耐火キャスタブル　525 kg ・アンカー金物類　100 個 ・チェーンリング　100 本 ＜ガス混合室＞ ・耐火キャスタブル　17,000 kg ・断熱キャスタブル　3,000 kg ・シリカボード　330 枚 ・アンカー金物類　772 本 ＜後燃焼帯傾斜天井＞ ・緻密キャスタブル　4,000 kg ・アンカー金物類　400 本 ・アンカー型枠　1 式 (4) 主灰シュート点検整備部品 ・主灰シュート完備品　1 基 (5) 灰押出機点検整備部品（ＮＫＫ製） ・プッシャーレバーピン（ﾌﾞｯｼｭ含む）　2 個 ・灰押出機デバメタル　4 個 ・マンホールパッキン　2 枚

	・補修材料（鉄板６ｔ定型板）　１枚 (6) ダスト安定化装置点検整備部品 ・セルライナー　１個 ・出口フランジライナー　１枚 ・タイミングベルト　１本 (7) 排ガス流量計点検整備部品 ・軸パッキン　２式 ・軸受パッキン　２式 ・フランジ部パッキン　２枚 ・プリアンプ　２個 (8) 塩化水素濃度計点検整備部品 ・フィン付きヒーター　２式 ・センスピー　２個 ・塩素イオン参照電極　２組 ・12 か月点検部品　２組 ・シリカウール１２ｇ入り　１個 ・テフロンフィルタ　２枚 ・0 リング　97 個 ・塩素イオン電極再生　１組 ・エアーポンプ用ダイヤフラム　１枚 ・エアーポンプ用逆止弁　１枚 ・ＨＬリレー　１個 ・ダイヤフラム　１枚 ・電磁弁ダイヤフラム　３枚 ・ソーダライム５０ｇ　１個 ・シリコンパッキング　１個 ・ミリスリーブ　19 個 ・テフロンリング　30 個 ・タイゴンチューブ　10 本 ・テフロンチューブ　3m ・ポリエチレンチューブ　1m ・テトロンブレードホース　１本 (9) ばいじん計点検整備部品 ・リレー　４組 ・耐熱ヒカリファイバー　４組 ・0 リング（G60）２組 ・0 リング（G20）２組 ・0 リング（P4）　２組 (10) ガス分析計点検整備部品 ・ガス採集器用金網フィルタ　２枚 ・ミストフィルタエレメント　２本 ・吸引器用ダイヤフラム弁　２枚 ・吸引器用ダイヤフラム膜　２枚 ・ガスコンバータ用触媒 ASSY　２組 ・盤クーラー用フィルター　２枚 ・調正ダイヤフラム　２枚 (11)DCS システム点検整備部品 ・　DCS ファンユニット　２台 ・　キャビネットファン　10 台 ・　HM 用 HDD　２台 ・　ジャーナルステーション用 HDD　１台

	・ PM100RAM 用バッテリ 3 式 ・ 調整弁 HLS 1B 用 4 式 ・ 調整弁 HLS 2B 用 2 式 ・ 調整弁ポジショナー 6 台 ・ 電子式差圧発信器用シリカゲル 30 個 (12)雑用空気圧縮機点検整備部品 ・セパレータエレメント 2 組 ・エアーエレメント 2 個 ・オイルフィルタ 2 個 ・ダイヤフラム 4 個 ・ピン 4 個 ・メタル 4 個 ・0 リング 2 式 ・ベアリング 4 個 ・PC 弁中身セット 2 組 ・オイルシール 2 個 ・ゲージ（Oリング付） 2 組 ・オイルリターンエレメント（Oリング付） 2 組 ・5K バルブ（0 リング付） 2 組 ・ラバーブッシュ 4 個 ・サイレンサー 2 個 ・ＳＶ２ピストンキット 2 組 ・ＳＶ１ダイヤフラムキット 2 組 ・サーモスタットバルブ（Oリング付） 2 組 ・ドレンセパレーター 2 台 ・ボルメブラケット・レバー・クレビス 1 式 ・交換用オイル 140ℓ (13)計装用空気圧縮機点検整備部品 ・エアークリーナエレメント 2 個 ・水フィルター 2 個 ・パッキンセット 2 組 ・ダイヤフラム 4 個 ・ピン 4 個 ・メタル 4 個 ・ベアリング 4 個 ・ガスケット 2 個 ・0 リング 2 式 ・エアーフィルタ ASSY 2 個 ・５ｋバルブ 2 個 ・PC 弁中身セット 2 組 ・V ベルト(3V-475) 6 本 ・サイレンサー 2 組 ・ゲージチューブ（0 リング付） 2 個 ・ナット 4 個 ・インサート 4 個 ・ブッシュ 4 個 ・バルブ（Oリング付） 2 個 ・レベルスイッチ（Oリング付） 2 組 ・ＳＶ１ダイヤフラムキット 2 組 ・ＳＶ１プランジャーキット 2 組 ・ＳＶ２ピストンキット 2 組

	・ＳＶ２プランジャーキット　2組 ・自動給水プランジャー　2組 ・自動給水ダイヤフラム　2組 ・吸込パイプ　2個 ・吸引ホート　2個 (14)白煙防止用空気予熱器補修材料 ・破孔部補修材料　1組 (15)破砕機点検整備部品 ・ハンマーピン　2本 ・アームライナー（大）　10個 (16)ガス検知器点検整備部品 ・二重フィルタ　2個 ・シリコン除去材　1式 ・セラミックフィルタ　2個

平成２３年度（実施中）

１整備項目	（１） ごみクレーン点検整備 （２） 給じん装置点検整備 （３） 焼却炉点検整備 （４） 焼却炉耐火物補修 （５） 燃焼及び白防用空気予熱器点検整備 （６） 主灰シュート更新 （７） 灰押出機点検整備 （８） 灰クレーン点検整備 （９） ダスト安定化装置点検整備 (10) 非常用発電設備点検整備 (11) 排ガス流量計点検整備 (12) 塩化水素濃度計点検整備 (13) ばいじん量計点検整備 (14) 排ガス分析計点検整備 (15) DCS 及びフィールド機器点検整備 (16) 計装用空気圧縮機点検整備 (17) 雑用空気圧縮機点検整備 (18) 破砕機点検整備 (19) ガス検知器点検整備 (20) 炎検知器点検整備
２整備内容 (型式・数量等)	（１）ごみクレーン点検整備（2 基） ア　型式　クラブバケット付天井走行クレーン イ　点検整備項目 ・機器及び本体関係点検（1 号、2 号共） ・走行、横行、支持、開閉装置点検 ・ブレーキ、リミットスイッチ類点検 ・電気設備関係点検 ・油圧バケット点検整備 ・各部消耗部品取替 ・性能検査受検立会い（１式） （２）給じん装置点検整備（２基） ア　型式　プッシャー式 ・能力　4.17ｔ　　・冷却方式　水冷式 ・主要寸法　L1600mm × W3200mm ・駆動方式　油圧シリンダー駆動 イ　点検整備項目 ・プッシャー本体　抜出挿入 ・プッシャー先端金物　清掃点検整備 ・プッシャーライナープレート　清掃点検整備 ・プッシャー受ローラー及びレール　清掃点検整備 ・フィードテーブル先端金物　交換清掃点検整備 ・サイドシール金物　清掃点検整備 ・シュート部ライナ先端金物　清掃点検整備 ・ホッパー内部及びシュートケレン清掃塗装 ・試運転調整・各部計側 ・各部消耗部品取替 （３）焼却炉点検整備（２炉） ア　型式　ＮＫＫ式往復動水平火格子

	・構造　固定及び可動火格子構造 ・主要寸法　L6280mm×w3200mm ・火格子面積　22.34 ㎡（給塵装置置分 2.24 ㎡を含む） ・火格子燃焼率　186.5kg/㎡・h ・駆動方法　油圧シリンダー駆動 イ　点検整備項目 ・炉内清掃 ・火格子点検 ・後部落差金属及びシール板　清掃点検整備 ・中央仕切金物　清掃点検整備 ・サイドシール金物　清掃点検整備 ・可動ガーダ受けローラー清掃点検整備・摩耗損傷部取替 ・火格子下簡易清掃 ・駆動ロッド部　清掃点検整備・摩耗損傷部取替 ・ガーダ・隔壁シール部　清掃点検整備 ・落じんホッパー・シュート点検整備 ・試運転・各部調整・各部計側 （４）焼却炉耐火物補修（２炉） ア　本体型式　　ＤＧ型－ＨＧ２回流式ハイパー火格子焼却炉 イ　点検整備項目 ・炉内足場組立、解体 ・炉内耐火物等定期補修 ・焼却炉耐火物補修 ・膨張目地取替 ・各部計測・炉内点検 （５）　燃焼及び白防用空気予熱器点検整備（２基） ア　点検整備項目 ・飛灰飛散防止養生 ・焼却及び白防用空気予熱器補修 （６）　主灰シュート更新（1 式）１号炉 ア　点検整備項目 ・飛灰飛散防止養生 ・旧品解体・搬出・清掃 ・新品搬入・組立・塗装 （７）灰押出機点検整備（２基） ア　型式　灰押出機　処理能力　1.0ｔ/ｈ イ　点検整備項目 ・各部点検整備 （８）灰クレーン点検整備（１基） ア　型式　クラブバケット付天井走行クレーン（2 本レール懸垂式） ・用途　　灰積出用 ・容量　　58.75 Ｔ /24 ・自動化　無 ・操作方法　　遠隔操作方式 ・径間距離　　1.9m ・走行距離　　27.3m

・巻上げ高さ　12.1m
（イ）灰クレーン油圧バケット型式
・型式　　クラムシェル形（１基）
・開閉方法　　油圧開閉
・バッケト容量　1.0㎥（閉切時の容量）
・定格荷重　　1.0t　（対象物の比重　1.0ｔ/㎥）
・吊上荷重　　2.7t
・掴み重量　　1.0t/1 掴み
・吊下方式　　2 条掛け
イ　点検整備項目
・機器及び本体関係点検
・走行、横行、支持、開閉装置点検
・ブレーキ、リミットスイッチ類点検
・電気設備関係点検
・油圧バケット点検整備
・各部錆落とし・塗装
・各部消耗部品取替

（９）ダスト安定化装置点検整備（1 基）
ア　型式　振動式連続混練造粒機　ＶＭＰＣ－３００
・処理能力　1.0t/h
イ　点検整備項目
・飛灰飛散防止養生、設置及び撤去、清掃
・開放、混練棒抜出し、内部清掃
・各部品交換
・各部計側、試運転

（10）非常用発電機点検整備（１台）
ア　型式　防滴防護自己通風型三相交流発電機
・出力　290KVA（232KW）　・力率　80%（遅れ）
・電圧　440V　・周波数　60Hz
・相数　3φ　・回転数　1800rpm
・励磁方式　ブラシレス励磁方式
イ　点検整備項目
・エンジン燃料系統点検整備
・潤滑油系統点検整備
・冷却水系統点検整備電圧測定
・エンジン本体点検整備
・始動・調速・停止装置点検整備
・発電機及び励磁機点検整備
・配電盤点検整備
・保護装置点検整備
・作動試験
・各部消耗品取替

（11）排ガス流量計点検整備（２台）
ア　構成　計量部　ＦＩＨ挿入式タービンメーター（２台）
・発信部　パルス変換器（２台）
イ　点検整備項目
・計量部点検整備
・発信部点検整備

・各部消耗部品取替

（12）塩化水素濃度計点検整備（２台）
ア　型式　ＨＬ－３６
・イオン電極式（0～100/1000ppm　2ﾚﾝｼﾞ　手動切替）
イ　点検整備項目
・各部点検整備
・各部消耗部品取替

（13）ばいじん計点検整備（２台）
ア　型式　ＨＤ－２６
・近赤外光散乱方式（0.00～1000mg/m^3N）
イ　点検整備項目
・各部点検整備
・各部消耗部品取替

（14）ガス分析計点検整備　（２台）
ア　構成
・CO 計　　（ZRG5BCY2-0B0HB-YY0YCFY　0～200ppmmCO）
・NO_X・SO_X 計　　（ZRG6BCC2-0B0JB-YY0YCFY　0～200ppmmNO　0～200ppmSO_2）
・O_2計　　（ZFK4YY13-1　0～25%O_2）
・サンプリングシステム
イ　点検整備項目
・ＣＯ計点検整備
・$ＮＯ_X$・$ＳＯ_X$計点検調整
・$Ｏ_2$計点検整備
・サンプリングシステム点検整備

（15）ＤＣＳ及びフィールド機器点検整備（１式）
ア　機器の構成
・MICRO　TDCS3000（1 式）
・PM100（プロセスマネジャー）システム　１式
・PM100 用モジュール　８８台
・キャビネット　６台
・電子式差圧発信器　２４台
・コントロールバルブ　６台
・システムパック変換器　６９台
・圧力指示警報器　１０台
・圧力指示計　１３台
・流量計　９台
・液面計　１０台
・温度計　３６台
イ　点検整備項目
・RTD/I 変換器交換作業
・パルス変換器交換作業
・MV/I 変換器交換作業
・開度変換器交換作業

（16）計装空気圧縮機（２基）
ア　型式　スクリュー回転型油冷１段圧縮式
・吐出量　1.13Nm^3/min

	・吐出圧力　　7kg/cm²G ・電動機　　400V×4P×11KW イ　点検整備項目 ・空気圧縮機取外取付 ・定期（工場）整備部品交換 ・定期整備部品交換 ・絶縁測定、運転調整、各部作動確認 （17）雑用空気圧縮機（２基） ア　型式　スクリュー回転型油冷１段圧縮式 ・吐出量　　10Nm³/min　　・吐出圧力　　7kg/cm²G ・電動機　　400V×2P×75KW イ　点検整備項目 ・空気圧縮機取外取付 （18）破砕機点検整備（１基） ア　破砕機型式　衝撃せん断併用回転式（シュレッダタイプ） ・処理能力　　４ｔ/h ・供給口　　w1200mm×h1100mm ・ローター径　　φ1380mm ・ローター巾　1235mm イ　点検整備項目 ・各部計側・点検 ・ハンマー取替等 ・グレードバー取替 ・ライナー取替 ・ローター各部浸透探傷検査 （19）ガス検知器点検整備（２台） ア　型式　ＶＺ－１－２ イ　点検整備項目 ・観構造検査 ・作動試験 ・整備部品取替 (20)　炎検知器点検整備（１台） ア　型式　紫外線方式炎検知器６５２ イ　点検整備項目 ・検知器交換 ・作動試験
３整備部品 (主な整備部品)	(1) ごみクレーン点検整備 ・巻上減速機用Ａギヤー　２個 ・巻上減速機用Ｂギヤー　１個 ・巻上減速機用Ｃギヤー　１個 ・巻上減速機ベアリング　６個 ・巻上減速機スナップリング　４個 ・巻上減速機オイルシール　３個 ・巻上減速機上蓋用ゴムシート　１枚 ・加速度開閉器用ベルトギヤー　１個 ・横行走行用リミットスイッチ　22個 ・安全ネット　４枚

	・安全ネット用付属品　2 式 ・横行用給電ケーブルキャリア　29 個 ・走行用給電ケーブルキャリア　61 個 ・バケット用給電ケーブル　1 本 ・クレーン位置表示電球　2 個 ・巻上用ワイヤーロープ　S 撚り　2 本 ・巻上用ワイヤーロープ　Z 撚り　2 本 ・現場操作盤押釦スイッチ　1 個 ・巻上下制御電磁接触器用接点　2 式 ・開閉電磁接触器用接点　2 式 ・横行、走行制御盤　温度測定器　2 個 ・横行、走行制御盤　換気ファン、フィルター　4 式 ・盤内リレー　10 個 (2) 給じん装置点検整備部品 ・プッシャーローラー（前部・後部ﾛｰﾗｰ）　8 個 ・フィードテーブル先端金物　16 個 ・シュート部ライナー先端金物取付金物　16 組 ・塗料　2 缶 (3) 焼却炉点検整備部品 ・可動ガータ受けローラ本体・ローラピン　36 組 ・火格子駆動装置球面ブッシュ　8 個 ・火格子駆動装置デバメタル　16 個 ・火格子駆動装置ピン　8 本 ・火格子駆動装置伸縮継手（ファスナー付）　8 本 ・マンホールパッキン　8 枚 ・火格子連結ボルト・ナット　400 組 ＜火格子金物＞ ・固定火格子　106 個 ・NO.5 サイドシール金物　3 個 ・NO.7 中央仕切金物　8 個 ・後部耐熱金物　4 個 ・後部耐圧金物左切欠　2 個 (4) 焼却炉耐火物補修材料 ・ファインフレックスロープ　200m ・ファインフレックスバルクファイバー　80kg ・ファイバーキャスト　14 缶 ・隔壁シールパッキン（ガーター隔壁シール材）　1 式 ＜ガス混合室＞ ・耐火キャスタブル　5,000 kg ・チェンリンク　440m ・アンカー金物類　900 本 ・丸棒　45 本 ＜ガス冷却室＞ ・耐火キャスタブル 20,000 kg ・断熱キャスタブル　6,000 kg ・アンカー金物類　1,010 本 ＜ガス冷却室上部＞ ・耐火キャスタブル　2,000 kg ・チェンリンク　60m ・アンカー金物類　200 本 ・丸棒　20 本

	(5) 白煙防止用空気予熱器補修材料 ・補修材料　1 式 ・耐熱塗料　2 缶 ・接合材料　1 式 (6) 主灰シュート点検整備部品 ・主灰シュート完備品　1 基 (7) 灰押出機点検整備部品 ・プッシャーレバーピン　2 個 ・灰押出機デバメタル　4 個 ・マンホールパッキン　4 枚 ・補修材料（鉄板 6ｔ定型板）　2 枚 (8) 灰クレーン点検整備部品 ・巻取り機用カーボンブラシ　20 個 ・走行モーター　2 台 ・バケット給電ケーブル用ガイドローラ　4 本 ・巻上用ワイヤーロープ　4 本 ・バケット給電ケーブル　1 式 ・巻上下、開閉操作レバー　1 式 ・バケット給電ケーブル開閉端子台　1 式 ・シーケンサー　1 台 ・走行インバーター　1 台 ・盤内リレー　3 個 (9) ダスト安定化装置点検整備部品 ・セルライナー　1 個 ・セルライナー押さえ金具　2 個 ・タイミングベルト　1 本 ・エアタンク　1 個 ・エアサスペンション（ゴム部）　4 個 ・エアサスペンション用金具　4 組 ・エアサス用高圧ホース　4 本 ・入口フレキシュート（ゴム部）　1 個 ・FRB スリーブ　1 組 ・ロッド（異径 15 本／式）　1 個 (10)非常用発電機点検整備部品 ・AVR　1 台 ・ヒューズ　11 個 ・計装用変圧器　2 台 ・補助トランス　1 個 ・制御基板　1 枚 ・抵抗器　4 個 ・サーマルリレー　1 個 ・電流トランスデューサー　3 台 ・電圧リレー　1 個 ・電磁接触器　3 個 ・補助リレー　9 個 ・タイマーリレー　2 個 ・減液リレー　1 個 ・マグネットスイッチ　1 個 ・ダイオード　1 個 ・コンデンサ　1 個 ・充電器　1 台

	・近接スイッチ　1式 ・蓄電池用触媒栓　12個 ・燃料エレメント　1個 ・潤滑油エレメント　1個 ・潤滑油　1式 ・クーラント　1式 (11)排ガス流量計点検整備部品 ・軸パッキン　2式 ・軸受パッキン　2式 ・フランジ部パッキン　2枚 ・高温用ピックアップコイル　1式 ・プリアンプ　2個 (12)塩化水素濃度計点検整備部品 ・テフロンフィルタ　2枚 ・塩素イオン電極再生（2本組）　2組 ・0リング　126個 ・塩素イオン電極再生　1組 ・エアーポンプ用ダイヤフラム　2枚 ・エアーポンプ用逆止弁　2枚 ・加熱導管リレー　2個 ・逆止弁ダイヤフラム　2個 ・電磁弁ダイヤフラム　6個 ・ソーダライム　2個 ・シリコンパッキング　1個 ・スリーブ　44個 ・ソーダライム筒0リング　4個 ・吸収管用耐熱0リング　4個 ・テフロンリング　50個 ・タイゴンチューブ　8本 ・テフロンチューブ　12m ・テフロンブレードホース　4本 ・液回り検出器用0リング　2個 ・SR-25用チューブ　2個 ・チューブポンプ用カセット　2個 (13)ばいじん計点検整備部品 ・テフロンフィルター　2枚 ・シリカウール12g入り　2袋 ・0リング（フィルターユニット用）2個 ・0リング（フィルターケース用）2個 (14)ガス分析計点検整備部品 ・ガス採集器用金網フィルタ　2枚 ・採取器用0リング（G65）6個 ・採取器用0リング（P49）2個 ・コンディショナ用フィルター　2個 ・NO２コンバータ用触媒　2個 ・ガスコンバータガラスウール　2個 ・メンブレンフィルター0リング　4個 ・メンブレンフィルターフロロボアフィルター　2個 ・メンブレンフィルター（25枚組）　2個 ・ガスコンバータ用触媒ASSY　2組 ・盤クーラー用フィルター　2枚

	・調正ダイヤフラム　2 枚 ・分析計用セル窓 0 リング　8 個 ・流量計用 0 リング　4 個 ・ポリエチレンチューブ　40 個 ・テフロンチューブ　14 個 ・トアロンチューブ　6 個 ・T ニップル　6 個 ・ワンタッチ継手　20 個 ・ガスコンバータ継手　4 個 ・ユニオン 6　10 個 ・ユニオン 10　6 個 ・エルボユニオン　20 個 ・T ユニオン　6 個 ・ニップル　20 個 ・調圧弁用ダイヤフラム膜　2 個 ・シーケンサー用バッテリ電池　2 個 ・セクターモータ　4 個 ・ドライバユニット　4 個 ・NOｘ検出器（2 号）　1 個 ・SO2 検出器　2 個 ・CO 検出器　2 個 ・赤外線光源（反密封）　4 個 ・ガス吸引器　本体　2 個 ・冷却器　本体　2 個 ・校正用電磁弁　10 個 ・ガスドライヤ　2 個 ・温度調節器　2 個 ・盤冷却装置用ファン　2 個 ・盤冷却装置用フィルター　4 個 ・ガス採取器本体　2 個 ・ホースバンド 110 個 ・固定絞り（緑）　4 個 (15)DCS システム点検整備部品 ・RTD/I 変換器　7 台 ・パルス変換器　1 台 ・MV/I 変換器　26 台 ・開度変換器　19 台 (16)雑用空気圧縮機点検整備部品 ・オーバーホールキット　2 式 ・プレッシャーゲージ　2 個 ・コンプレッサーオイル　160ℓ (17)計装用空気圧縮機点検整備部品 ・エレメント　4 個 ・水フィルター　2 個 ・パッキンセット　2 組 ・ダイヤフラム　4 個 ・ピン　4 個 ・ベアリング　8 個 ・ガスケット　2 個 ・0 リング　22 個 ・バルブ　2 個

	・バルブガイド　2個 ・Vベルト　6個 ・ナット　4個 ・ブッシュ　4個 ・バルブCP　2個 ・レベルセンサー　2個 ・エアエンド　1個 ・ラバークッション　4個 ・負荷側6308ZZC3　1個 ・反負荷側6208ZZ　1個 ・ワッシャー　2個 ・ソレノイドバルブ（SV2/100V）　2個 ・オートドレンAssy　2個 ・ダイヤフラムキット（P.C.V）　2個 ・スプリング　2個 ・パッキン　2個 ・ソレノイドバルブ（SV1/100V）　2個 ・ラバーホース　1個 ・ファンベアリング6002C3　2個 ・チューブ　2個 ・エルボ　4個 ・パイプ　4個 ・プレッシャーゲージ（水）　1個 ・プレッシャーゲージ（空気）　1個 ・ケース　2個 ・ソレノイドバルブ（SV3/100V）　2個 ・プランジャーキット（SV4）　2個 (18)破砕機点検整備部品 ・ハンマー大　12個 ・ハンマーピン　2本 ・アームライナー（大）　10個 ・グレードバー（A）4個 ・グレードバー（B）1個 ・グレードバー（C）6個 ・グレードバー（D）1個 (19)ガス検知器点検整備部品 ・二重フィルタ　2個 ・シリコン除去材　1式 ・セラミックフィルタ　2個 ・ガスセンサー　2個 (20)炎検知器点検整備部品 ・紫外線炎検知器　1個

設備機器点検整備業務以外の施設整備状況

平成２２年度
・中央制御室システム修繕
・井水ポンプ修繕
・エレベーター補修
・２号炉煙道修繕
・ごみクレーン自動制御装置点検整備
平成２３年度
・井水ポンプ修繕
・ごみ計量機更新（計画中）
・処理棟壁防水工事（計画中）

【クリーンランドほうき】

平成２１年度

１整備機器	脱水機
２型　式　等	巴工業㈱　ＴＳＭ０３０（遠心分離機） 134.24kg-ds/hr　11.0kW+2.2kW　１台
３整備内容	（１）ケーシング開放 （２）回転部取外し （３）回転部（フロント側）分解 ・ギヤボックス取外し、アダプタ取外し、主軸受分解、フロントハブ取外し、コンベヤリング部分解 （４）回転部（リヤ側）分解 ・プーリ取外し、主軸受分解、リヤハブ取外し、コンベヤベアリング部分解 （５）コンベヤ抜取 （６）各部洗浄 ・ボウルシェル洗浄、フロントハブ洗浄、リヤハブ洗浄、コンベヤ洗浄・内部固着物除去フィードチューブ洗浄、ケーシング内清掃 （７）ギヤボックス、流体継手オイル交換 （８）コンベヤ組込 （９）回転部（リヤ側）整備 ・プーリ組立、主軸受組立、リヤハブ組立、コンベヤベアリング部組立 (10) 回転部（フロント側）整備 ・ギヤボックス組立、アダプタ組立、主軸受組立、フロントハブ組立、コンベヤリング部組立 (11) 回転部据付 (12) ケーシング取付 (13) 電動機駆動側プーリ取外、取付（交換） (14) 試運転調整 (15) その他軽微な補修・整備
４その他	・活性炭吸着塔ろ材１式購入 ・計装機器　　超音波振動ユニット１式購入

平成２２年度

１整備機器	ブロワ、コンプレッサー
２型　式　等	（１）調整槽ブロワ　　型式：新明和　ARH１００S型　１１kW　　３台 （２）爆気ブロワ　　型式：新明和　ARH６５S　型　３．７kW　　２台 （３）空洗ブロワ　　型式：新明和　ARH２５S型　０．７５kW　　１台 （４）汚泥貯留槽ブロワ　型式：新明和　ARH４０S　型　１．５kW　　２台 （５）コンプレッサー　　型式：日立　２．２０P－９．５G　　１台
３整備内容	（１）各ブロワ【２型式等の（１）～（４）】 ・Ｖベルト取替 ・オイルシール取替 ・タイミングギア取替 ・フィルタ交換 ・ベアリング取替 ・油面計キット取替 ・安全弁取替 ・圧力計取替 ・オイル交換 ・塗装 ・各部清掃・試運転調整 （２）コンプレッサー【２型式等の（５）】 ・リング取替 ・ピストン取替 ・フェザー弁取替 ・ろ過機詰物交換 ・クランクケースフィルター交換 ・シリンダー取替 ・Ｖベルト交換 ・ガスケット部補修 ・各部清掃・試運転調整
４その他	・原水ポンプ２台購入 ・活性炭ポンプ２台購入 ・洗車排水ポンプ１台購入 ・防護策補修材料１式購入

平成２３年度

１整備機器	遮水シート漏水検知システム
２型　式　等	三ツ星ベルト㈱製
３整備内容	（１）センサー及び給電電極ケーブルの導通確認（中継端子及びＣＭＳ盤） （２）ＣＭＳ盤（検知システム制御盤）本体及びターミナルボックスの損傷、疲労の程度確認 （３）ＣＭＳ計測機器、操作端末（ＰＣ）、周辺機器等の異常の有無確認、交換部品の有無確認 （４）センサーＤＤＳ点検 （５）その他異常の有無確認
４その他	・活性炭吸着塔ろ材１式購入 ・第２中和層撹拌機１台購入 ・第１混和槽撹拌機１台購入 ・第１中和層撹拌機１台購入 ・薬品ポンプ１台購入 ・原水ポンプ２台購入